様式第８号（第６条関係）

令和　２年　４月　３日

松江市議会議長　森　脇　幸　好　様

松江市議会議員　　南　波　　巖　

令和元年度政務活動費収支報告について

松江市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、別紙のとおり令和元年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和元年度政務活動費収支報告書

松江市議会議員　南波　巖

1 収　入

政務活動費　300,000 円

2 支　出

(単位：円)

科　目	金　額	備　考
研究研修費	148,775 円	・自治体総合フェア2019（東京）参加（5/23～24） ・NOMA行政管理講座（名古屋）参加（5/29～30） ・地方議員研究会セミナー（大阪）参加（1/30～31）
調査旅費	63,144 円	・地方議員研究会主催地域公共交通特別講座（京都）参加及び大阪市調査（7/18～19）
資料購入費	66,221 円	・雑誌購読料（建設政策） ・新聞購読料（朝日新聞、読売新聞、しんぶん赤旗日曜版）
資料作成費	23,936 円	・タブレット使用料
合　計	302,076 円	

3 残　額　0 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

（様式１－１）

令和元年度　政務活動費使用簿（議員）

管理番号		
使途項目	研究研修費	
使途内容	自治体総合フェア2019　参加	
調査年月日 （購入年月日）	令和元年5月23日（木）～令和元年5月24日（金）	
政務活動費 支出額及び充当額	【支出内訳】　支出額	（うち政務活動費充当額）
	・旅費　72,860 円	・旅費　72,860 円
	・　円	・　円
	・　円	・　円
	・　円	・　円
	・　円	・　円
	・　円	・　円
	・　円	・　円
	・　円	・　円
	・　円	・　円
	・　円	・　円
	・　円	・　円
合計額	72,860 円	72,860 円
備考		

議員名　【　南波　巖　】

（様式１－２）

領収書貼付用紙

使　途	航空券（5/23　出雲→羽田　JAL278便、5/24　羽田→出雲　JAL287便） 宿泊料（5/23　サンルート有明）

【貼付欄】

※別添のとおり

議員名　【　南波　巖　】

（注意）
1．この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。（ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。）
2．領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

（様式 2）

旅 費 計 算 書

議員名　　南波 巖

用務先	東京都
用務内容	5/23、24 自治体総合フェア2019
出張期間（出発及び帰市）	令和元 年 5月 23日(木) ～ 令和元年 5月 24 日(金)	（ 1 泊 2 日）

旅 費 請 求 明 細

年月日	曜日	出発地 / 到着地	用務地 / 宿泊地	鉄道(航空・船・車)賃 路程	運賃等	特別料金	日当・日額旅費 日数	定額	宿泊料・食卓料 日数	定額	旅行雑費
				km			日	円	日	円	
R1.5.23	木	松江市 / 東京都	東京都 / 東京都	航空機 モノレール 私鉄	29,190 420 270		1	1,100	1	10,900	
R1.5.24	金	東京都 / 松江市	東京都	私鉄 モノレール 航空機	270 420 29,190		1	1,100			
小 計					59,760	0	2.0	2,200	1	10,900	

合 計	72,860 円

備考 1. 特別料金は特急料金、急行料金、グリーン料金。
2. 用務は主たる用務を具体的に、又用務地は順路により、それぞれ記載する。
3. 変更は朱書すること。

備考

5/23 1泊朝食付 宿泊料は上限額の10,900円とする。

※ 路程欄

別紙のとおり

ジョルダン

出雲空港 → 国際展示場

2019/05/23(木) 12:30 到着

09:55発 → 12:16着　総額 33,280円 (切符利用)
所要時間 2時間21分　乗車時間 1時間45分　乗換 2回　距離 669.3km

経路		乗車位置	運賃	指定席/料金	距離
	○ 出雲空港				
09:55–11:15 80分	✈飛 JAL278便		32,590円	片道	652.0km
乗換20分 ホーム2分	○ 羽田空港/羽田空港第1ビル	1番線発			
11:37–11:56 19分	鉄私 東京モノレール(浜松町行)	後／6号車	420円		13.0km
乗換9分 ホーム5分	○ 天王洲アイル	2番線発			
12:10–12:16 6分	鉄私 りんかい線(新木場行)	3・8号車	270円		4.3km
	○ 国際展示場	2番線着			

記号の説明

△ … 前後の時刻表から計算した推定時刻です。

( ) … 徒歩/車を使用した場合の時刻です。

Copyright © 1996–2019 Jorudan Co.,Ltd. All Rights Reserved

ジョルダン

国際展示場 → 出雲空港

2019/05/24(金) 16:34 出発

16:34発 → 19:55着　総額 33,280円 (切符利用)
所要時間 3時間21分　乗車時間 1時間44分　乗換 2回　距離 669.3km

	経路		乗車位置	運賃	指定席/料金	距離
	○ 国際展示場		1番線発			
16:34-16:39 5分	私	りんかい線通勤快速 (川越行)	3・8号車	270円		4.3km
乗換8分 ホーム2分	○ 天王洲アイル		1番線着			
16:49-17:03 14分	私	東京モノレール区間 快速(羽田空港第2 ビル行)		420円		13.0km
乗換30分 待ち57分	○ 羽田空港第1ビル/羽田 空港		2番線着			
18:30-19:55 85分	飛	JAL287便		32,590円	片道	652.0km
	○ 出雲空港					

記号の説明

△ … 前後の時刻表から計算した推定時刻です。

( ) … 徒歩/車を使用した場合の時刻です。

Copyright © 1996-2019 Jorudan Co.,Ltd. All Rights Reserved

領 収 証
Receipt

領収証No.
ReceiptNo. 190514-1536-0001

Received From
南波 巌 様

印紙税申告納付につき神田税務署承認済

領収金額 The sum of	¥70,800 − (JPY)

領 収 日
Receipt date 2019.06.18

上記の金額正に領収いたしました。
The abovementioned sum of money is duly received.

但し
In payment of 航空券(出雲⇔羽田)58380円、宿泊(5/23ｻﾝﾙｰﾄ有明)朝食付12420円

5/23 JAL278、5/24 JAL287

入金内訳 (Form of payment)

	入金内訳 (Form of payment)	金額 (Payment)
■	現金 (Cash)	¥70,800
	小切手 (Check)	
	銀行振込 (Bank remittance)	
	クレジットカード (Credit card)	
	旅行券 (Travel ticket)	
	ギフト券 (Gift ticket)	
	その他 (Other)	
	合計金額 (Total)	¥70,800

東京都千代田区外神田1−16−8
TOUR 株式会社農協観光
NOKYO TOURIST CORPORATION
発行店舗： 島根支店
(Office)

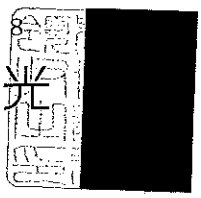

印

担当者印の無いもの並びに金額訂正のものは無効となります。
What amount of correction will be disabled as well as those with no indication personnel.

ＪＴＢ宿泊確認票

宿泊地区名　新橋・銀座(4012)

宿泊施設名　ホテルサンルート有明(051)
電話番号 03-5530-3610

下記内容にてサービスの提供をお願いいたします。

お客様名　ナンバ　イワオ様
大人5名

ご宿泊日　2019年 5月23日

ご　料　金　¥62,100　　消費税・サービス料を含みます。
宿泊プラン　スペシャルプライスプラン上期

料金の内訳　基本宿泊料金 ¥57,500　　消費税分 (8%)　¥4,600

ご宿泊条件
１泊朝食
お部屋様式：　シングル　　5室　　眺望：
お部屋条件：　風呂・トイレ・禁煙・冷暖房付

お一人様料金

部屋１	大人	¥12,420	1名
部屋２	大人	¥12,420	1名
部屋３	大人	¥12,420	1名
部屋４	大人	¥12,420	1名
部屋５	大人	¥12,420	1名

ご到着時間 18:00　　ﾁｪｯｸｲﾝ･ｱｳﾄ時間 ｲﾝ 15:00 ｱｳﾄ 11:00
備　考

発行日 2019年 5月14日
ＮＯ．Ｊ８ＮＰＶＨ－０１
取扱販売店 農協観光　島根支店(N986)

ＯＣＲ 290J8NPVH010010

取扱販売店記入欄

農協観光　島根支店
〒690-0852
島根県松江市千鳥町15ｺｰﾌﾟﾋﾞﾙ1Ｆ

TEL 0852-26-2600

＜ご案内＞

・消費税以外に諸税(入湯税、宿泊税等)がある場合は、現地宿泊施設にてお支払いください。
・この確認票は、ご到着時に宿泊施設にお渡しください。
・ご到着時間を変更される場合は、宿泊施設へご連絡ください。
・この確認票は、記載されている宿泊施設の予約に限り有効です。
・この確認票の記載内容のうち、ご到着時間、備考事項以外の項目に訂正があるものについては無効となる場合があります。
・この確認票を紛失、盗難等が発生した場合には、取扱販売店までお申し出ください。

●ご変更・取消について
・変更・取消または払戻しの場合は、取扱販売店までお申し出ください。
但し、取扱販売店が休業日又は営業時間外で連絡がとれない場合は、
宿泊施設にお客様ご自身で取消の連絡をいただいた後、取扱販売店にお申し出ください。
取消をされなかった場合は、返金は受けられないことになりますのでご注意ください。
なお、その際に取消料の他、当社所定の変更・取消手続料金を申し受けます。
・払戻しはご宿泊日より１カ月以内に、確認票に記載の取扱販売店にて承ります。
その際、この確認票が必要となりますので、必ずお持ちください。

JTB
感動のそばに、いつも。

150

【係員使用欄　　ＣＲ□　契□　その他□（　　）】

（様式３－１）

研究研修、調査　報告書

議員名　菊池巌

1．期　　間　令和元年 5月23日（木）～令和元年 5月24日（金）

2．会 場 等　東京ビッグサイト西3ホール　東京都渋谷区千駄ヶ谷エリア

3．調査項目等　「自治体総合フェア2019」

4．講師（対応者）　地域で創り、育み、守る～これからの活力ある地域社会へ～

①地産地消で温暖化対策
～自治体に求められる緩和と適応とは～
◎法政大学社会学部地域研究センター教授田中充氏

②湖南市の自然エネルギーを活用した
地域活性化の取組について
～市民共同発電所、なんウルトラパワーを
核にした地域自然エネルギーの地域循環政策の推進へ
◎滋賀県湖南市総合政策部地域創生推進課エネルギー室
課長補佐　池本未知氏

③地域を元気のまえにまずは地方自治体職員の活力低
セクターを超えた"よんなな会"がつくる新たな
コミュニティーのあり方
◎よんなな会主宰　神奈川県観光部長兼
知事政策室政策推進担当部長（総務省出向）
脇雅昭氏

（様式３－２）

④ LGBTと自治体
～地域でのダイバーシティを考える～
◎株式会社ニューキャンパス
代表取締役 杉山文野氏

⑤ 大規模災害時の出勤・帰宅困難問題
◎東京大学大学院 工学系研究科准教授
廣井悠氏

⑥ 防災気象情報の伝え方の改善の方向性と推進すべき取組み
◎気象庁 総務部 企画課防災企画室
地域防災対策対策支援調整官
竹田康生氏

5. 調査内容・所感等

①－Ⓐ地球温暖化影響の現状
ⓐ西日本豪雨 2018年7月上旬
6月28日から7月8日まで、10日間の降水量
各地で600mmから1800mm
ⓑ2018年夏の熱中症患者の発生報告
死者1518名 搬送者6月～9月 95,137人
ⓒ西日本豪雨被害
死亡者225人 行方不明者13人 合計238人
生命・財産を守ること最優先

（様式３－２）

Ⓑ－地球温暖化・気候変動の将来予測とその影響

ⓐ 2100年度までの気温変化

厳しい温暖化対策をとらなかった場合

2.6℃～4.8℃気温上昇する。

厳しい温暖化対策をとった場合

0.3℃～1.7℃気温上昇。

ⓑ 氷床の消失により海面上昇等のリスクが高くなる。

北極海氷やサンゴ礁が非常に高いリスクにさらされる。

ⓒ 地球の海面水位は最大82cm上昇

仮に海面が40cm上昇すると、ゼロメートル地帯の

面積と人口が5割も拡大するため、将来の

海面水位上昇は深刻な事態をもたらすおそれあり。

Ⓒ－気候変動対策の位置づけ「パリ協定」2015の意義

国際社会の合意

ⓐ 世界各国共通の長期目標として

「産業革命以降の平均上昇を2℃未満に

抑える。また、1.5℃未満に抑える努力を追求する。

ⓑ 21世紀後半には世界の人為起源の温室

効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく旨を

打ち出した。

ⓒ 長期目標の達成に向けて、すべての国は

削減目標を5年毎に提出・更新すること

その仕組みについて第三者による検証を受ける。

（様式３－２）

⑪-気候変動対策の緩和策と適応策

気候変動対策の基本：緩和策と適応策を両輪として実施する

緩和策（CO_2等の排出削減・吸収策）と、適応策（温暖化影響への対策）の同時実施が今後は必要

避けられない影響Unavoidableに対する備え
→今後、先進国・日本においても主要な対策となる
→これまでの研究から地域では緩和策への理解が中心

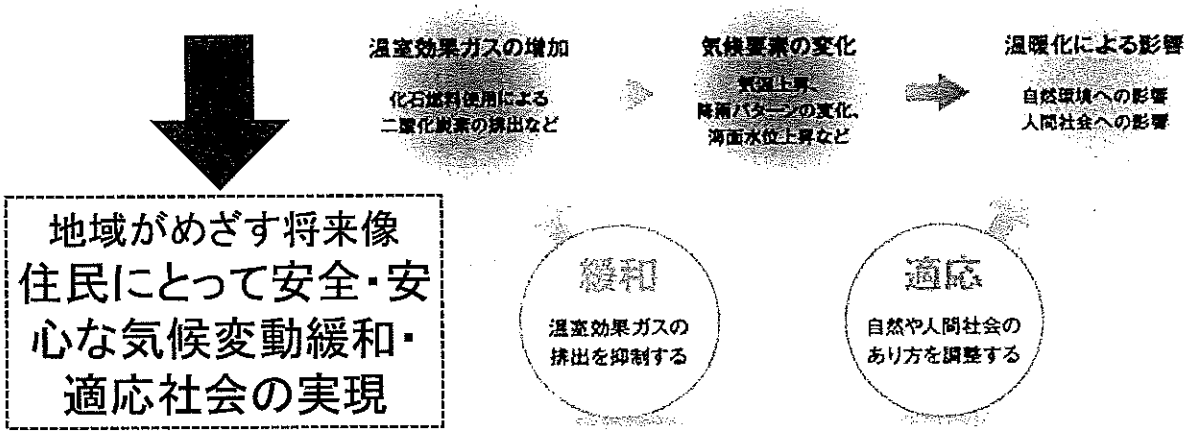

出典：環境省資料「適応への挑戦 2012」

(1)海外各国の温室効果ガス削減目標　2015年12月時点

●各国はCOP21に十分先立って、2020年以降の約束草案（削減目標案）を提出。<COP19決定>
●188か国・地域（欧州各国含む）が提出（世界のエネルギー起源CO2排出量の95.6%）。
●先進国（附属書Ⅰ国）は提出済み。途上国（（非附属書Ⅰ国）も未提出国は8カ国のみ。

先進国（附属書Ⅰ国）		
米国	2025年に-26%～-28%（2005年比）。28%削減に向けて最大限取り組む。	3月31日提出
EU	2030年に少なくとも-40%（1990年比）	3月6日提出
ロシア	2030年に-25～-30%（1990年比）が長期目標となり得る	4月1日提出
日本	2030年度に2013年度比-26.0%（2005年度比-25.4%）	7月17日提出
カナダ	2030年に-30%（2005年比）	5月15日提出
オーストラリア	2030年までに-26～28%（2005年比）	8月11日提出
スイス	2030年に-50%（1990年比）	2月27日提出
ノルウェー	2030年に少なくとも-40%（1990年比）	3月27日提出
ニュージーランド	2030年に-30%（2005年比）	7月7日提出
途上国（非附属書Ⅰ国）		
中国	2030年までにGDP当たりCO2排出量-60～-65%（2005年比）。2030年前後にCO2排出量のピーク	6月30日提出
インド	2030年までにGDP当たり排出量-33～-35%（2005年比）。	10月1日提出
インドネシア	2030年までに-29%（BAU比）	9月24日提出
ブラジル	2025年までに-37%（2005年比）（2030年までに-43%（2005年比））	9月28日提出
韓国	2030年までに-37%（BAU比）	6月30日提出
南アフリカ	・2020年から2025年にピークを迎え、10年程度横ばいの後、減少に向かう排出経路を辿る。 ・2025年及び2030年に398～614百万トン（CO2換算）（参考：2010年排出量は487百万トン（IEA推計））	9月25日提出

出典：環境省資料

©Mitsuru Tanaka

（様式３－２）

4. 気候変動対策：温暖化影響を回避・低減する適応策

(3)幅広い分野の取組と庁内部局・関係主体との連携

気候変動の影響は社会の自然や暮らしの広範囲に及ぶ

適応策は、緩和策より広範な行政分野が関わる

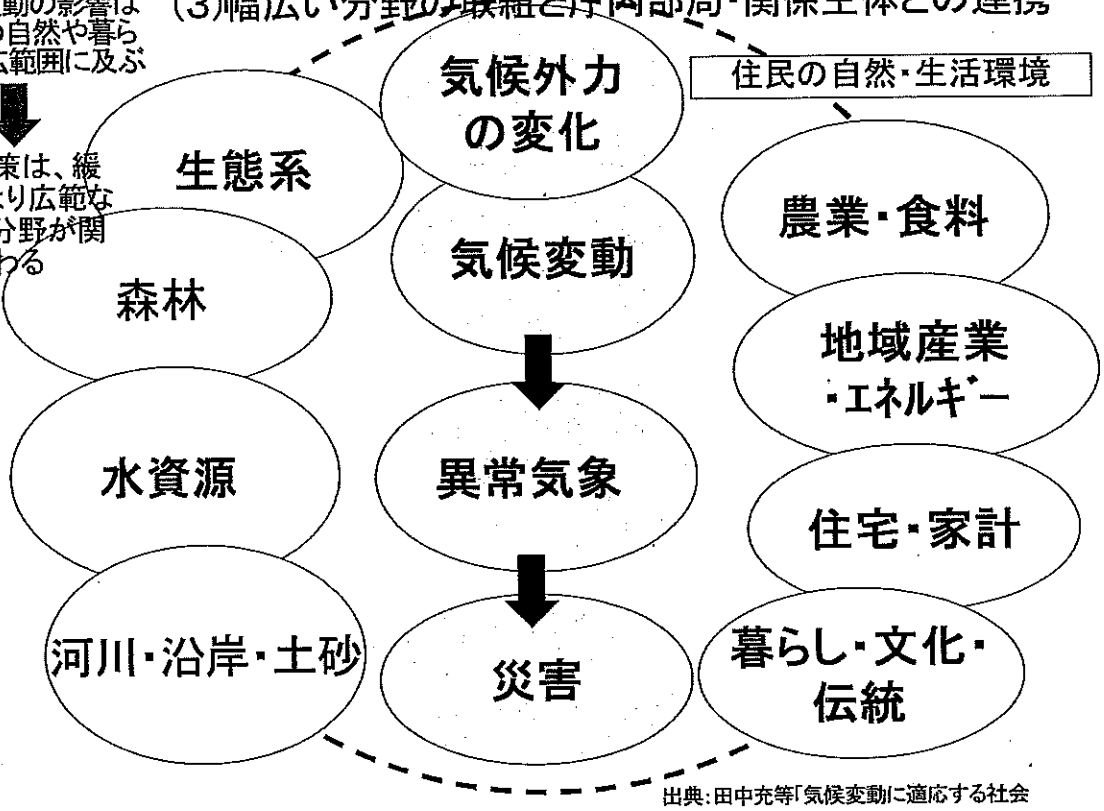

出典：田中充等「気候変動に適応する社会

緩和策は、地域からの温室効果ガス排出削減に向け、活動効率の向上、エネルギー使用の合理化（省エネ）、再生可能エネルギーの普及が基本である。事業者・住民の取組を支援・拡大する行政の施策が必要である。

適応策は、新しい取り組みに見えるが、すでに実施している既存策が多い。将来予測の下で防災・農業・健康等にまたがる幅広い、関連施策を実施する。

②—Ⓐ—湖南市の概要

ⓐ 東西 9.7㎞ 南北 12.3㎞ 行政面積 70.40㎢

ⓑ 大阪名古屋から 100㎞圏内

ⓒ 山林が土地全体の 52%

ⓓ 人口 54,998人 世帯数 23,677世帯

ⓔ 総生産 2600億円

Ⓑ—自然エネルギー取組へのきっかけ

ⓐ はじめての市民共同発電所

ⓑ 出資もパネル設置も自分たちで

ⓒ 障がいを持つ者とそうでないものが一緒に働く事業性をもって市民共同発電所が全国で初で稼働に。

Ⓒ—地球温暖化防止→太陽光を利用した市民共同発電所設置 固定価格での全量買い取りの運動

Ⓓ—分権改革モデル→地域内にある資源を地域内で循環させる。

Ⓔ—湖南市地域自然エネルギー基本条例策定

→ 地域に存在する自然エネルギーは地域固有の資源である。

→ 地域の発展に資するように活用することが必要。

→ 地域の経済の循環に貢献できるような自然エネルギーの活用には一定のルールが必要。

（様式３－２）

㊐ 小規模分散型市民共同発電プロジェクト

コナン市民共同発電所
～4基が稼働中～

参号機（16.3kw）
十二坊温泉ゆらら発電所

四号機（23.6kw）
柑子袋まちづくりセンター発電所

初号機（20.8kw）
バンバン市民発電所

弐号機（105.6kw）
甲陸市民共同発電所

コナン市民共同発電所
～配当は地域商品券～地域の自然エネルギーの売電益で地域経済活性化

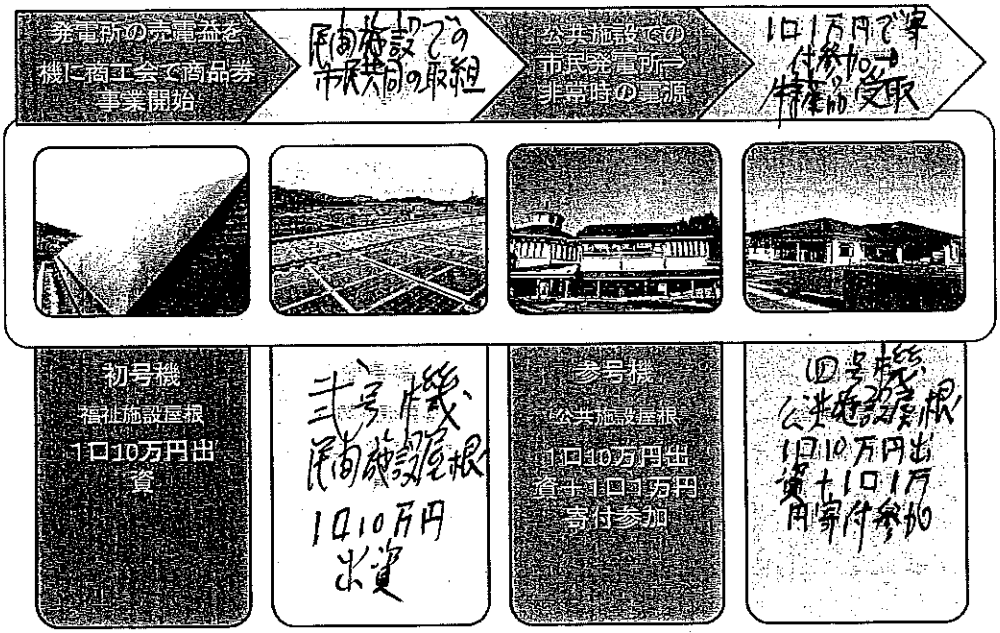

再生可能エネルギー導入に積極的に取り組んでいる。あらゆる可能性に挑戦している。地域新電力事業がこれに大切が湖南市の取り組みを通して積極的な姿勢で導入を目指したい。

様式3－2)

③－Ⓐよんなな会とは

47都道府県の地方公務員のつながり組織

Ⓑ－地方自治体職員の活力アップ

・人をおもう力、まちをおもう力の養成。
・組織は人が養成されなければならない。
・世の中は人が動かしている。
・三芳地域を中心として橋を渡しましょう活動。

(よんなな活動)

・人生はどんな人とであうかが大事。楽しみ。
・日本で誰よりも飲みまくっている公務員。
・公務員だけで仕事をやっているのではない。
・今の時代だからできることを。
・どう仲間をつくっていくのか。
・誰かのためとか、公益のためとかは人の心をすごく動かす。
・助けるより助けてもらうことに価値がある。
・異業種交流会をやる。
・どうやったら人がワクワクするか。
・やらなくちゃという気持より自然にやってる方向性が大事。
・やわらかい空気のなかで仕事する。音楽を取り入れるのもよい。
・金融機関と公務員の会は大事。金融機関は企業のことよく知ってる。

様式3－2）

・何んのための公務員．誰のための公務員
公務員だからできることたくさんある。
・全国の公務員を笑顔にしたい。
・多くの人をだきこむ、いろんな人とであう。
・偉くなったらやるぞうそ．今状況でやる仕事
・事を起こすときは2人目（同調者が大事）
リーダーを育てるためには2人目をつくる。
リーダーを育てる術．
・「ただ」とか「けど」という言葉は使わない方がよい。
・100％は目指さない．0％より1％がよいでは
という感覚が大事。
・公務員の志や能力が1％上がれば
世の中無茶苦茶良くなるじゃないか。
公務員無限の可能性をもっている。
・行政が持つ力
1．法律．条例（ルール）をつくる力ある。
2．補助金．交付金をもっている。
3．つなぐ力．信用力．信頼をもっている。
必やらない平等よりやる平等もつことが大事

一言一言に感嘆した人といっても常に笑顔で接し
一方では迫力ある人物像．人との出合い．どう仲間をつくるか
ワクワクするような気持で人をおもう力．まちをおもう力．世の中は
人が動かしている深く言葉を噛みしめ肝に銘じ諸課題に取組み
行動していきたい。

（様式３－２）

㊉－Ⓐ－ ＬＧＢＴとは。

ⓐ－Ｌ＝レスビアン＝女性として女性が好きな人。
Ｇ－ゲイ＝男性として男性が好きな人。
Ｂ＝バイセクシュアル＝好きになる人が同性の場合も異性の場合もある人
Ｔ＝トランスジェンダー＝心の性と体の性の異和を感じる人（出生時の性と異なるアイデンティティを持つ）

ⓑ－日本には、ＬＧＢＴは５～１０％いる。

ⓒ－みんなが多様な性のグラデーションを生きているという考え方に世界はシフトしている。

ⓓ－社会を変えるカギは支援者・味方が増えること。
困った時に安心して支援にアクセスできる社会の実現が急務。

ⓔ－学校でのいじめ、就職活動、職場でのハラスメント、家庭や地域での疎外、保障制度、貧困ハイリスク、などなどがある。

※ 渋谷にＬＧＢＴ支援事務所がある。
・電話相談 03-3464-3401
・毎月１回おしゃべり会の開催。
・パートナーシップ証明書の発行。
・パレード参加 ７万人。
・法律相談 03-3464-3395

(様式３－２)

⑤—Ⓐ—帰宅困難３つの誤解

ⓐ 3.11の時首都圏の人たちはみんな徒歩で帰っていた。次に同様なことが起きても帰れる。

ⓑ 10kmくらい余裕で歩ける。だから徒歩で帰る。

ⓒ 帰宅できないなんて災害のまにはたいした問題じゃない。対策なんかしなくてよい。

Ⓑ—帰宅困難者の定義

ⓐ 自宅が遠隔なため、帰宅をあきらめる人々や一旦徒歩で帰宅を開始したものの途中で帰宅が困難となり、保護が必要になる人

Ⓒ—帰宅困難者発生の背景

ⓐ 首都圏の鉄道利用者数 約4,000万人/日

—〃— —〃—(通勤通学) 950万人/日

平均所要時間 68分

ⓑ 根底に都市構造の問題がある。

Ⓓ—これまでの帰宅困難者が首都圏で受けた被害

ⓐ 地震直後より鉄道がほとんど運転見合せ(3.11)

ⓑ 路線バスも長蛇の列。(3.11)

ⓒ JRは首都圏と東北地方の終日運休決定(3.1

ⓓ 帰宅困難者の大量発生。

Ⓔ—行政の対応(3.11)

ⓐ 無理な帰宅を控えるよう会見。

（様式３－２）

㊎ 災害時帰宅支援ステーションに水道水やトイレ情報の提供を要請。

ⓒ 一時避難場所として1,000か所を用意。

ⓓ 公的施設の開放。

㊐ ― 木勤困難者対策とは。

ⓐ 未難せず：地域力で助け合うという企業と社会のルールができるか。？

ⓑ 休むことによって業務や仕事に支障が出た人はわずか6％

㊑ ― これまでの災害で顕在化した課題

ⓐ 行政施設のキャパを超える帰宅困難者が発生行政だけではムリ。

ⓑ 予想以上の大渋滞が発生災害対応や避難作業の阻害要因。

ⓒ 情報伝達、情報共有の難しさが改めて顕在化事前対策の有効性。

ⓓ モノ不足の発生豊富な備蓄が必要。

ⓔ 誤解の解消や滞留に関する啓発が必要。

㊒ ― 帰宅困難者対策は

ⓐ なるべく帰らせない（出勤させない）ほうがよい。

ⓑ 従業員の一斉帰宅抑制。

㊓ ― 大規模地震発生時の想定すべき状況は

ⓐ 多数の建物の倒壊。

(様式3－2)

ⓑ 同時多発火災の発生。
ⓒ 道路の被害、不通。
ⓓ 膨大な救急ニーズ。
ⓔ 電気、ガス、水道の停止。
ⓕ 電話、携帯電話の不通。
ⓖ 深刻な経済被害。
ⓗ 物流の停滞とモノ不足。
ⓘ 名古屋、大阪は津波。

Ⓙ―渋滞が災害対応を遅らせる。
ⓐ 津波、火災避難、救急、消防

Ⓚ―帰宅困難者が引き起こす「最悪ケース」を避ける。
ⓐ 滞留に失敗し、大量の徒歩帰宅者で大渋滞 集団転倒発
ⓑ 大量の徒歩帰宅者が大規模火災発生地に突入。
ⓒ 余震で建物倒壊や外壁が落下 これを避けきれず被害。
ⓓ 大量の帰宅者、車で大渋滞 避難行動の阻害になる。
ⓔ 物流がストップ モノ不足。
ⓕ 災害情報も得られず、津波・大規模火災の襲来。
ⓖ 高層ビルなどに滞留 余震被害や高層ビル火災。

※ 上記の被害が起きなければ90点をあげてもよいので。

Ⓛ―行政の役割
ⓐ 発生後72時間は行政は救出救助活動に注力

Ⓜ―個人の役割
ⓐ 一斉帰宅の抑制。
ⓑ 家族との安否確認手段確保

(様式3－2)

Ⓝ－事業者の役割

ⓐ 従業員の一斉帰宅抑制

ⓑ 3日分(土)10%の飲料水、食料等の備蓄。

ⓒ 従業員との連絡手段の確保、安全確保。

ⓓ 駅前や大規模集客施設での利用者の保護。

※ 帰宅困難者問題からの脱却を目指すべき
震度5強ですら大都市が大混乱に陥り、帰れず
連絡もできず、情報も受け取れない人々でまちや
道路が大量に溢れた。このことから震度6になれば
すごいことになるこの差は大きい。
火災被害や津波、命にかかわる問題になってくる。
その場の救助活動に労を使うべきである。

Ⓞ－Ⓐ－近年の自然災害

ⓐ 平成29年7月九州北部豪雨 37名の犠牲者。

ⓑ 平成30年7月豪雨 230名以上の犠牲。

ⓒ 平成30年9月台風21号、関西空港滑走路浸水。

ⓓ 平成30年夏 41.1℃猛暑。

ⓔ 平成30年2月大雪

ⓕ その他にも地震、噴火被害も各地で多数発生。

Ⓑ－現在の気象庁の取組

ⓐ 従来は防災気象情報

ⓑ 近年は相次ぐ自然災害を踏まえ
2018年頃からJETT(気象庁防災対応)チーム
を編成し活動

(様式3－2)

ⓒ 今後2019年から あなたのまちの予報官と防災取り組み

ⓐ JETTは 都道府県や市町村の災害対策本部に気象庁職員を派遣して気象解説を行う。
気象台長から市町村長等へのホットラインや
ポータルサイトの開設。

ⓔ あなたの町の予報官は 気象、気候、地震、津波、
火山等に関するワンストップで、平時、緊急時、
災害後のすべての段階で地域の防災対応の
支援を実施する体制を順次整えている。
平時は市町村等との顔の見える関係の構築、
災害リスクや情報利活用の研修・演習、
防災計画や避難勧告マニュアル等への助言、
地域に根差した解説・助言、関係機関等
との連携した取り組み、緊急時は、予報官コメント
合同説明会、記者会見、ホットライン、JETTの派遣

ⓒ－これからの気象庁の取組の方向性

ⓐ 行政主導のハード対策・ソフト対策に限界があること、
住民主体の防災対策に転換していく必要があるとの
課題認識のもと、目指すべき社会として
住民は「自らの命は自らが守る」意識を持つ
行政は「住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する」

ⓑ 住民が取るべき行動を5段階に分けている。

(次ページ)

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

ハ-16

逃げ遅れゼロへ！

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの？

警戒レベル4で全員避難

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期（6月ごろ）より、
[警戒レベル]を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から[警戒レベル❸、❹]が発令された地域にお住まいの方は、速やかに避難してください。

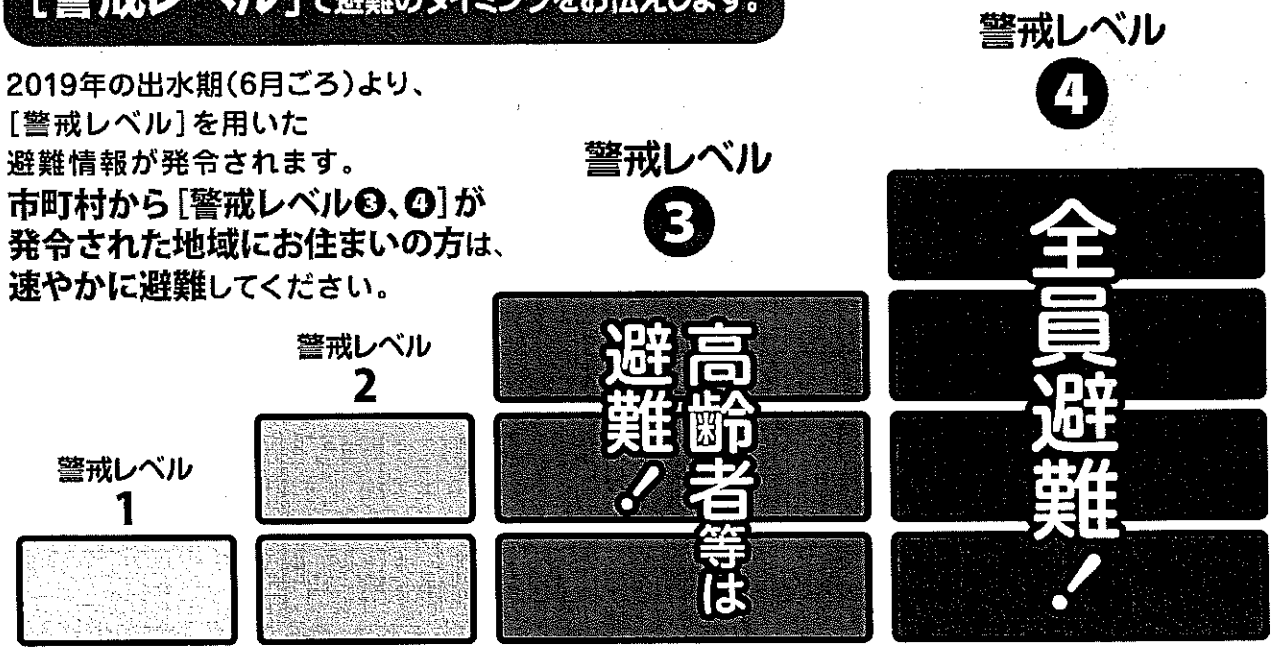

[警戒レベル❺]（市町村が発令）は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます！

呼びかけの一例
警戒レベル4 避難勧告の伝達文例

- ■緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。 — 警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます
- ■こちらは、○○市です。
- ■○○地区に洪水に関する警戒レベル４、避難勧告を発令しました。 — 避難勧告の発令を伝えます
- ■○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。 — 災害が切迫していることを伝えます
- ■○○地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- ■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 — とるべき行動を伝えます

内閣府（防災担当）・消防庁

(様式3－2)

※ 気象庁は「あなたの町の予報官」を設置し防災対応の充実をはかり市町村との信頼関係を構築することに重点を置き市町村や住民にとって利活用しやすい防災情報となるよう改善を続けることで、自然災害の防止・軽減を実現し地域の住民の安全を守る心意気を十二分に感じました。

※ 自治体総合フェア2019に参加して思ったことは、現在我が国は大きな転換期であり、右肩上りの経済発展を前提としてきた行政運営ではなく、急速に進行する少子高齢化・市場規模の縮小により税収の落ち込みへの対応、頻発する災害への対策、持続可能な社会保障制度の構築、公共施設・インフラの老朽化対策など過去に経験したことのない難局が各地方自治体に押しよせているのでこれに対応する行政運営でなければならない。そのためには、住民・企業・行政が一体となりアイデアと実行力を絶さず、それぞれの強みを生かし協働・連携することが重要と考える。よってこの企画が今後益々発展することを祈っています。

第23回 自治体総合フェア2019 西3ホール会場図 企業立地フェア2019

会期：2019年5月22日(水)23日(木)24日(金)10:00～17:00
会場：東京ビッグサイト西3ホール
主催：一般社団法人 日本経営協会

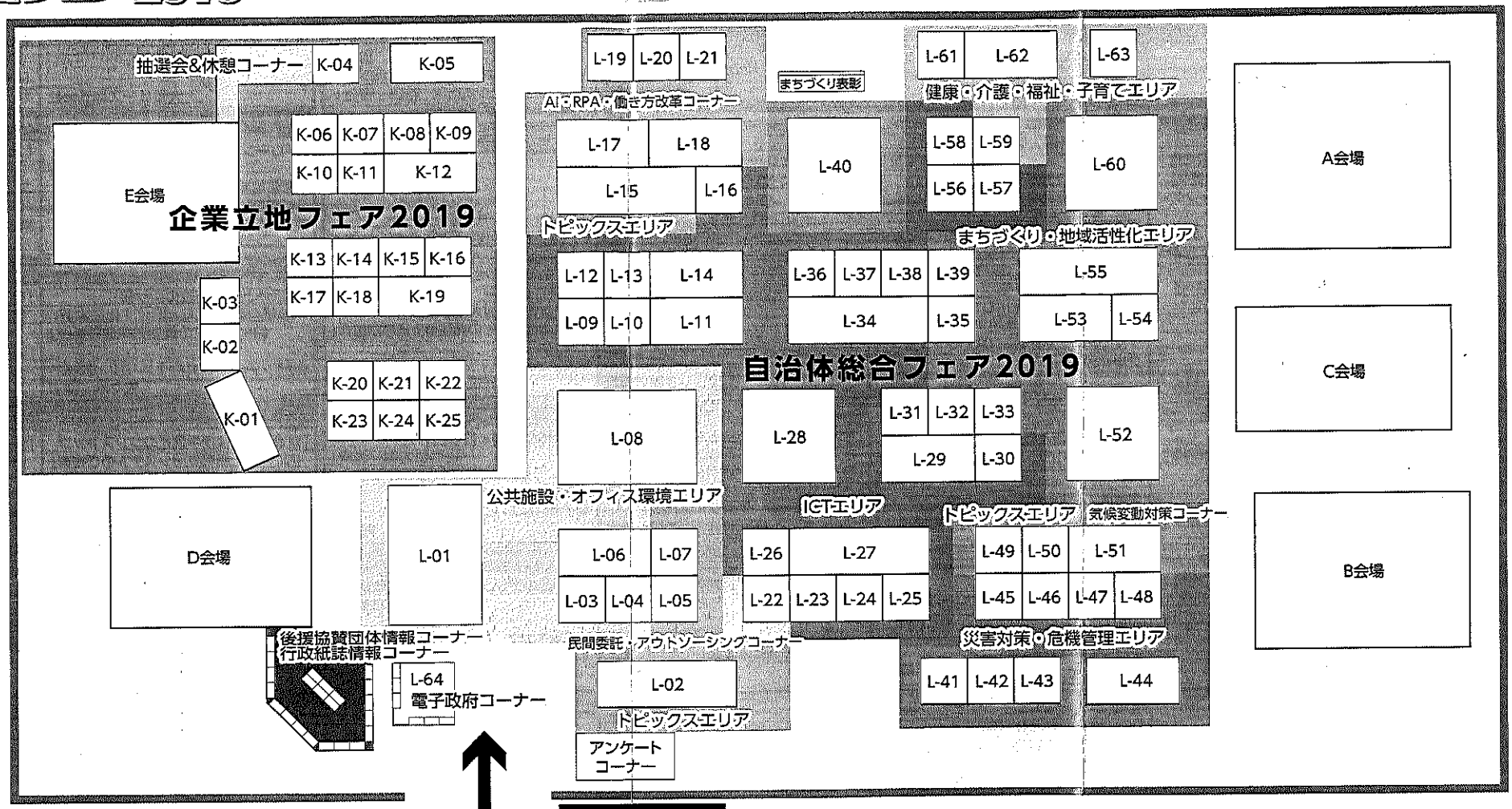

企業立地フェア2019

K-01 一般財団法人日本立地センター
K-02 小山町
K-03 山口県
K-04 徳島県
K-05 宮崎県
K-06 湯谷町
K-07 加賀市
K-08 登米市
K-09 喜多方市
K-10 岡山市
K-11 鳥山市
K-12 福岡県　久留米広域連携中枢都市圏
久留米市／大川市／小郡市／
うきは市／大刀洗町／大木町
K-13 和歌山市
K-14 小松市
K-15 関東経済産業局
K-16 長岡市
K-17 岐阜県
K-18 富岡町
K-19 山形県
山形県企業誘致促進協議会
K-20 福井市
K-21 仙台北部中核都市建設連絡協議会
K-22 千葉県
K-23 苫小牧市
苫小牧港管理組合／苫小牧港開発㈱／
㈱苫東／(公財)道央産業振興財団／
苫小牧商工会議所
K-24 千歳市
K-25 境町

自治体総合フェア2019

【トピックスエリア】

●民間委託・アウトソーシングコーナー
L-02 鹿島グループ
鹿島建設(株)
鹿島建物総合管理(株)
(株)イー・アール・エス
(株)ランドスケープデザイン
(株)アバンアンシエイツ
L-05 (株)図書館流通センター
TRC-ADEAC(株)
L-07 日本ATM(株)
●気候変動対策コーナー
L-49 (株)石川コンピュータ・センター
L-50 (国研)防災科学技術研究所
L-51 (株)NTTスマイルエナジー
●AI・RPA・働き方改革コーナー
L-15 京都電子計算(株)
日本マイクロソフト(株)
(株)エーアイスクエア
(株)ゴビ
ウイングアーク1st(株)
(株)Cogent Labs
L-17 ユーザックシステム(株)
L-18 行政システム(株)
L-19 (株)BSNアイネット
L-20 (株)BPデザイナーズ
L-21 (株)JSOL

【まちづくり・地域活性化】

L-32 (株)ニコン
L-33 (株)イー・キュー・マネジメント技研
(一社)日本CSR協会
L-35 (株)読売広告社 ひとまちみらい研究センター
L-39 (株)未来シェア
L-40 (株)村井敬合同設計
(株)日本芸術センター
L-52 大日本印刷(株)
L-53 (一社)全国農協観光協会
L-54 (株)フューチャーリンクネットワーク
L-55 パナソニック(株)ライフソリューションズ社
L-60 大和リース(株)

【健康・介護・福祉・子育て】

L-59 セントケア・ホールディング(株)
L-61 (株)ウェルネス医療情報センター
(株)ウェルネス
L-62 (株)アサヒ・シーアンドアイ
L-63 (株)ティップネス

【公共施設・オフィス環境】

L-01 (株)オカムラ
L-03 (株)ダイカ
L-04 (公社)日本ファシリティマネジメント協会
L-06 明豊ファシリティワークス(株)
L-08 (株)イトーキ
L-22 片倉工業(株)

【ICT】

L-09 岩手インフォメーション・テクノロジー(株)
L-10 (株)グラファー
L-11 日鉄ソリューションズ(株)
L-12 (一社)FCF推進フォーラム
L-13 NDソフトウェア(株)
L-14 (株)モリサワ
L-16 (一社)社会基盤情報流通推進協議会(AIGID)
L-23 (国研)情報通信研究機構
L-24 川崎印刷(株)
L-25 東京電力パワーグリッド(株)事業開発室
L-26 (株)エーティーエルシステムズ
L-27 東京電力パワーグリッド(株)
パナソニック(株)
東電タウンプランニング(株)
L-28 (株)パスコ
L-29 (株)TOKAIコミュニケーションズ
(株)プロット
(株)IRCデータ・プロ・テクニカ
(株)クレステック
L-30 エプソン販売(株)
L-31 (株)富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ
L-34 凸版印刷(株)
L-36 (株)オーイーシー
L-37 バリューテクノロジー(株)
L-38 (株)ファインデックス
L-56 川口弘行(同)
L-57 NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション(株)
L-58 (有)サンビットシステム

【災害対策・危機管理】

L-41 (株)イズミ
L-42 (株)NESI
L-43 (株)ケルク電子システム
L-44 (一社)日本照明工業会
L-45 アマノ(株)
L-46 芝浦電子工業(株)
L-47 東光鉄工(株)
L-48 SCSK(株)

【主催者企画】

L-64 電子政府コーナー
国税庁
総務省　行政管理局
総務省　統計局
国土交通省　自動車局
(独)統計センター
地方税共同機構
●後援協賛団体情報コーナー
(一社)行政情報システム研究所
災害救援ボランティア推進委員会
(一財)省エネルギーセンター
(一財)新エネルギー財団
(一財)地域開発研究所
(一財)地域活性化センター
(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)
東京臨海広域防災公園
(一財)都市みらい推進機構
(一財)日本情報経済社会推進協会
(一財)ニューメディア開発協会
(特非)日本ネットワークセキュリティ協会
(一社)文教施設協会
(国研)防災科学技術研究所
●行政紙誌情報コーナー
イシン(株)
環境新聞社
(株)ぎょうせい
(一社)共同通信社
(株)時事通信社
(株)新農林社
(株)電波タイムス社
(株)ホープ

●第11回協働まちづくり表彰パネル展示
●自治体総合フェア来場者アンケート

出展者プレゼンテーションセミナーは
裏面へ➡

自治体総合フェア出展者プレゼンテーションセミナー

5／22(水)

C-2 11：30～12：10
NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション(株)
「着眼率９８%で驚きの効果！
SMS×LGWANで安全・確実に住民連絡！
～導入済み自治体の事例と効果を公開～」
NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社
モバイルサービス部　山口　光一 氏

D-2 11：30～12：10
凸版印刷（株）
「増加する外国人に対応した
多言語環境整備」
綾瀬市 経営企画部 企画課
国際・男女共同参画担当　瀧川　泉 氏
凸版印刷株式会社
SIC情報インフラ本部・部長　安西　健 氏

C-3 13：00～13：40 自治体限定
（株）モリサワ
「『伝える』から『伝わる』情報発信へ」
埼玉県三芳町
秘書広報室　佐久間　智之 氏

D-3 13：00～13：40
鹿島建設（株）環境本部
「グリーンインフラを
活用したまちづくり」
鹿島建設株式会社　環境本部
グリーンインフラ&コンストラクショングループ
担当部長　山田　順之 氏

C-4 14：00～14：40
（株）エーティーエルシステムズ
「『行政情報分析基盤
for LGWAN-ASP』の活用事例」
姫路市　総務局情報政策室

D-4 14：00～14：40 自治体限定
（株）オカムラ
「『新庁舎移転と職員の働き方改革』
～新庁舎ネットワーク構築とICT利活用～」
新城市　総務部情報システム課
主任　川村　真由美 氏

C-5 15：00～15：40
（株）読売広告社 ひとまちみらい研究センター
「外貨を稼ぐ『地域産品』は、
こうつくる！」
株式会社読売広告社
ひとまちみらい研究センター
プロデューサー　五十嵐　勇 氏

D-5 15：00～15：40
（一社）社会基盤情報流通推進協議会（AIGID）
「『ちばレポ』から
『My City Report(MCR)』へ」
千葉市
市民局市民自治推進部
広報広聴課　吉原　睦 氏

C-6 16：00～16：40 自治体限定
（株）ティップネス
「運動あそび事業で、
子育てしやすいまちづくり！！
～幼児期の運動あそびのエビデンスならびに
自治体での展開事例 ～」
株式会社ティップネス

D-6 16：00～16：40
国立研究開発法人 情報通信研究機構
「地方自治体受講者多数！「実践的サイバー防御
演習CYDER」を毎年受けるメリットとは？」
NICTナショナルサイバートレーニングセンター
センター長　園田　道夫 氏
NICTナショナルサイバートレーニングセンター
主任研究技術員　花田　智洋 氏

5／23(木)

C-7 10：30～11：10
パナソニック(株) ライフソリューションズ社
「都市空間データを活用した合意形成」
パナソニック株式会社　ライフソリューションズ社
ライティング事業部　エンジニアリングセンター
専門市場エンジニアリング部　都市・空間VR推進課
主幹　田上　恭也 氏

D-7 10：30～11：10
国立研究開発法人 情報通信研究機構
「地方自治体受講者多数！「実践的サイバー防御
演習CYDER」を毎年受けるメリットとは？」
NICTナショナルサイバートレーニングセンター
センター長　園田　道夫 氏
NICTナショナルサイバートレーニングセンター
主任研究技術員　花田　智洋 氏

C-8 11：30～12：10
NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション(株)
「着眼率９８%で驚きの効果！
SMS×LGWANで安全・確実に住民連絡！
～導入済み自治体の事例と効果を公開～」
NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社
モバイルサービス部　山口　光一 氏

D-8 11：30～12：10
（株）イー・アール・エス
「大地震後の建物被害情報の
把握と評価」
株式会社イー・アール・エス
代表取締役社長　古澤　靖彦 氏

C-9 13：00～13：40 自治体限定
大和リース（株）
「これからの社会課題に対する
公民連携という処方箋」
大和リース株式会社

D-9 13：00～13：40 自治体限定
明豊ファシリティワークス（株）
「『CM方式』庁舎、病院、学校、
ホール等の建替えや学校空調、
長寿命化計画での発注者支援事例紹介」
明豊ファシリティワークス株式会社
常務取締役　木内　芳夫 氏

C-10 14：00～14：40
（株）イー・キュー・マネジメント技研
「地域活性化（地方創生：ＳＤＧｓ推進）に向
けたおもてなし規格認証制度（経産省創
設）及び社会的責任ＣＳＲの効果的な活用」
（一社）日本CSR協会　代表理事
㈱イー・キュー・マネジメント技研
代表取締役社長　前田　浩 氏

D-10 14：00～14：40 自治体限定
（株）オカムラ
「自治体の会議・打ち合わせ
についての一考察」
総務省地域情報化アドバイザー
電子自治体エバンジェリスト
高橋　邦夫 氏

C-11 15：00～15：40 自治体限定
（株）パスコ
「GISを活用した災害対策」
株式会社パスコ
事業統括本部事業推進部
部長　北川　正已 氏

D-11 15：00～15：40
（株）図書館流通センター
「我が国のデジタルアーカイブ政策の
動向と自治体の課題」
岐阜女子大学
デジタルアーカイブ研究所
所長・教授　井上　透 氏

C-12 16：00～16：40
（株）フューチャーリンクネットワーク
「官民協働で取り組む加古川市ポイント制度
「かこがわウェルビーポイント」の運営と今後の展望」
株式会社フューチャーリンクネットワーク
公共ソリューション部2グループ　小野　賢俊 氏
兵庫県加古川市　協働推進課
かこがわウェルビーポイント担当職員

D-12 16：00～16：40
凸版印刷（株）
「文化財のデジタル化と地域振興・産
業振興について」
横須賀市文化スポーツ観光部文化振興課
課長補佐（計画推進担当主査）　新野　勉 氏
凸版印刷株式会社
SIC先端表現技術開発本部　山田　修一 氏

5／24(金)

C-13 10：30～11：10 自治体限定
大和リース（株）
「公民連携による
公有地の価値ある有効活用」
大和リース株式会社

D-13 10：30～11：10 自治体限定
鹿島建物総合管理（株）
「公共施設の包括管理の導入で見える
『まちの未来』」
東大和市　企画財政部　公共施設等マネジメント課
公共施設等マネジメント係　係長　田中　拓 氏
トークセッション：
鹿島建物総合管理㈱　官民連携推進部　加藤　悠記 氏

C-14 11：30～12：10
（株）オーイーシー
「ドローン×ＳＮＳの活用で
地域の魅力を発信！」
香美町地域おこし協力隊
日本で最も美しい村香美町小代事務局　河田　愛 氏
株式会社ドローンエモーション
代表取締役　田口　厚 氏

D-14 11：30～12：10
ユーザックシステム（株）
「ユーザ事例で学ぶ失敗しない
RPA導入の進め方」
ユーザックシステム株式会社
パートナービジネス営業部
東日本営業グループリーダー
荒幡　昌彦 氏

C-15 13：00～13：40
岩手インフォメーション・テクノロジー（株）
「自治体と保育施設の架け橋
『おが～るウェブレポ』ICT化による
給付費算定の業務効率改善事例」
岩手インフォメーション・テクノロジー株式会社
佐々木　伸 氏

D-15 13：00～13：40
（一社）FCF推進フォーラム
「自治体向けＩＤカードのための
共通利用フォーマットのご紹介」
一般社団法人FCF推進フォーラム
理事　福田　昭和 氏

C-16 14：00～14：40 自治体限定
大日本印刷（株）
「自治体向け住民手続きのワンストップ
化に向けた業務支援システムのご提案」
大日本印刷株式会社　ABセンターコ
ミュニケーション開発本部
地域創生ビジネス企画開発ユニット
小熊　晃 氏　小林　宣博 氏

D-16 14：00～14：40 自治体限定
（株）オカムラ
『新庁舎の建設を契機とした
働き方改革への挑戦
～支所から変えにゃいけんけぇのう～』
廿日市市
大野支所地域づくりグループ
グループリーダー　戸嶋　伸二 氏

C-17 15：00～15：40 自治体限定
行政システム（株）
「未来の自治体と住民サービスの
カタチを考える」
行政システム株式会社
営業統括部　担当者

D-17 15：00～15：40
NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション(株)
「着眼率９８%で驚きの効果！
SMS×LGWANで安全・確実に住民連絡！
～導入済み自治体の事例と効果を公開～」
NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社
モバイルサービス部　山口　光一 氏

C-18 16：00～16：40
エプソン販売（株）
「行政改革を図るうえでの
省力化・省資源化の視点」
総務省地域情報化アドバイザー
電子自治体エバンジェリスト
高橋　邦夫 氏

D-18 16：00～16：40
国立研究開発法人 情報通信研究機構
「地方自治体受講者多数！「実践的サイバー防御
演習CYDER」を毎年受けるメリットとは？」
NICTナショナルサイバートレーニングセンター
センター長　園田　道夫 氏
NICTナショナルサイバートレーニングセンター
主任研究技術員　花田　智洋 氏

企業立地フェアセミナー

5／22(水)

11：00～12：00
地方創生における地域経済産業政策について～企業立地に関する施策等～
経済産業省　地域経済産業グループ　地域企業高度化推進課　課長補佐　荒川　洋 氏

12：20～12：50
山形県の最新情報～立地環境のご紹介～
山形県

13：10～14：10
ＩｏＴ・ＡＩを活用したコスト削減のポイントとビジネスチャンス
㈱ブライトビジョン　代表取締役社長　増倉　孝一 氏

14：30～15：00
企業立地は富山市で。～ぜひご家族でお越しください～
富山市

15：30～16：00
「中小企業のＩｏＴ化支援事業」の紹介
地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター　大原　衛 氏

5／23(木)

11：00～12：00
地域中核企業の成長戦略策定の実務と成功のポイント
グローバル・ネットワーク協議会 事務局次長／フロンティア・マネジメント㈱ 執行役員 コンサルティング第1部長　矢島　敦也 氏

12：20～12：50
なんて素敵な和歌山市～企業立地のご案内～
和歌山市

13：10～14：10
実災害から学ぶ ＢＣＰのポイント
新建新聞社　取締役／リスク対策.com 主筆　中澤　幸介 氏

14：30～15：00
千葉県の土地区画整理事業の魅力とポテンシャル
千葉県

15：30～16：00
東京の立地環境と東京都企業立地センターのご紹介
東京都　産業労働局　商工部　地域産業振興課長　佐藤　志信 氏

5／24(金)

11：00～12：00
これからの企業立地のポイントとは
（一財）日本立地センター　産業立地部・部長　藤田　成裕 氏

12：20～12：50
東京から60分！富士山頂と金太郎生誕の地小山町に工業団地が次々誕生！
小山町（静岡県）

13：10～14：10
空前の人手不足時代！外国人雇用とICT採用が地方創生の未来を拓く！
ツナグ働き方研究所　所長　平賀　充記 氏

14：30～15：00
北陸の際立ったゲートウェイようこそ小松へ
小松市（石川県）

15：20～16：20
人手不足に打ち勝つ！事業成長を促進する人材採用メソッド
㈱ビズリーチ　キャリアカンパニー　リクルーティングプラットフォーム統括本部　事業企画部　部長　興梠 広幸 氏

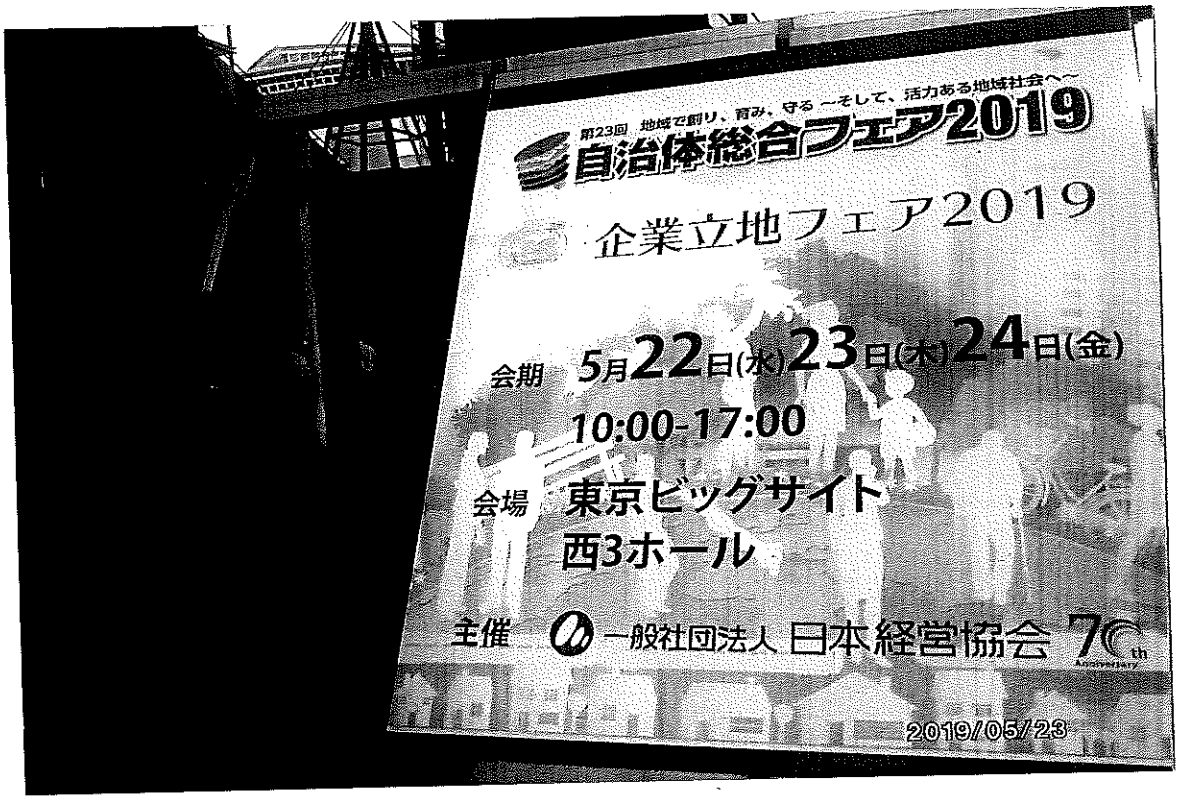
第23回 地域で創り、育み、守る ―そして、活力ある地域社会へ―
自治体総合フェア2019
企業立地フェア2019
会期 5月22日(水)23日(木)24日(金)
10:00-17:00
会場 東京ビッグサイト
西3ホール
主催 一般社団法人 日本経営協会 70th
2019/05/23

（様式１－１）

令和元年度　政務活動費使用簿（議員）

管理番号				
使途項目	研究研修費			
使途内容	NOMA行政管理講座 「地方議員のための議会運営の基本と戦略」受講			
調査年月日 （購入年月日）	令和元年5月29日（水）～令和元年5月30日（木）			
政務活動費 支出額及び充当額	【支出内訳】	支出額	（うち政務活動費充当額）	
	・旅費	25,500 円	・旅費	25,500 円
	・研修参加費	19,440 円	・研修参加費	19,440 円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
合計額		44,940 円		44,940 円
備考	6月1日から2日にかけて、政務活動以外の活動を引き続いて行ったため、復路の交通費（JR運賃）は充当せず。			

議員名　　【　南波　巖　】

(様式 2)

旅 費 計 算 書

議員名　　南波 巖

用務先	愛知県名古屋市
用務内容	5/30 NOMA行政管理講座「地方議員のための議会運営の基本と戦略」
出張期間 (出発及び帰市)	令和元 年 5月 29 日(水)　～　令和元年 5月 30 日(木)　　(1 泊 2 日)

旅 費 請 求 明 細

年月日	曜日	出発地 到着地	用務地 宿泊地	鉄道(航空・船・車)賃 路程	運賃等	特別料金	日当・日額旅費 日数	定額	宿泊料・食卓料 日数	定額	旅行雑費
				km			日	円	日	円	
R1.5.29	水	松江市 名古屋市	名古屋市	JR	6,940 3,350	3,210			1	10,900	
R1.5.30	木	名古屋市 名古屋市	名古屋市				1	1,100			
小計					10,290	3,210	1.0	1,100	1	10,900	

合　計	25,500 円

備考 1. 特別料金は特急料金、急行料金、グリーン料金。
2. 用務は主たる用務を具体的に、又用務地は順路により、それぞれ記載する。
3. 変更は朱書すること。

備考

5/29 1泊朝食付 宿泊料10,000円＋食事代1,500円＝11,500円となるが、上限額の10,900円とする。
5/30 用務終了後、私用に切り替え

※ 路程欄

別紙のとおり

南波議員研修行程表　（案）

●5/29(水)

松江駅 (12:01) → やくも16号 → 岡山駅 (14:38 / 14:53) → のぞみ32号 → 名古屋駅 (16:30) → ホテル

●5/30(木)

○NOMA行政管理講座「地方議員のための議会運営の基本と戦略」（NHK名古屋放送センタービル内教室：名古屋市東区東桜1-13-3）
10:00～16:00

●6/2(日)

ホテル → 名古屋駅 (14:13) → のぞみ33号 → 岡山駅 (15:50 / 16:04) → やくも19号 → 松江駅 (18:47)

（様式１－２）

領収書貼付用紙

使　　途	JR運賃（5/29　阪神往復割引切符（1/2）、新大阪→名古屋（乗車券＋指定席特急料金））

【貼付欄】

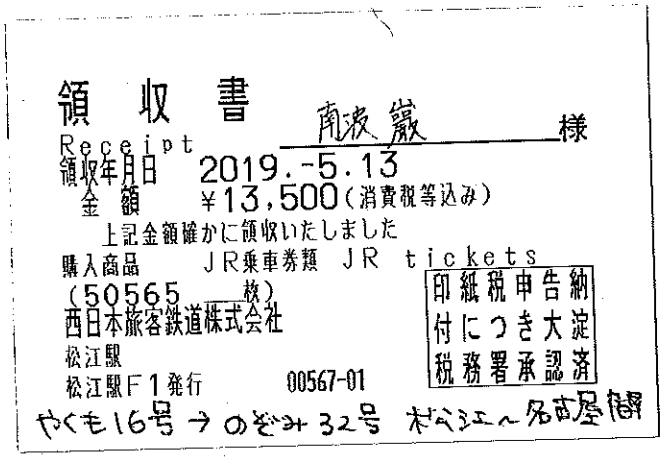

領　収　書　　南波 巌　様

Receipt

領収年月日　2019.-5.13

金　額　￥13,500（消費税等込み）

上記金額確かに領収いたしました

購入商品　ＪＲ乗車券類　ＪＲ tickets

（50565　枚）

印紙税申告納付につき大淀税務署承認済

西日本旅客鉄道株式会社

松江駅

松江駅Ｆ１発行　00567-01

やくも16号 → のぞみ32号 松江～名古屋間

※内訳は別添のとおり

議員名　【　南波　巌　】

（注意）

1．この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。（ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。）

2．領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

領収書

Receipt

様

領収年月日　2019.-5.13

金額　¥13,500（消費税等込み）

上記金額確かに領収いたしました

購入商品　JR乗車券類　JR tickets

（50565　枚）

西日本旅客鉄道株式会社

松江駅

松江駅Ｆ１発行　00567-01

印紙税申告納付につき大淀税務署承認済

やくも15号 → のぞみ32号 松江ー名古屋間

阪神往復割引きっぷ（ゆき）　268

（乗車券・幹指特急券・指定席特急券）　-21

松　江 ⇒ 阪大阪市内

（山陰・伯備・岡山・新幹線経由）　＊

やくも号普通車指定席と新幹線普通車指定席に乗車可。

途中下車、乗車変更不可（指定列車の変更は1回に限り可）

かえり券を伴う場合のみ有効。列車出発前に限り払戻し可。

-5月29日から-6月-3日まで有効

2019.-5.13松江駅Ｆ１　(4－　)　50565-07 C14

指　定　券

松　江 → 岡　山

5月29日（12:01発）（14:38着）　C00

やくも 16号　3号車 9番D席

¥＊＊＊

2019.-5.13松江駅Ｆ１　(4－　)　50558-01

新幹線指定券

岡　山 → 新大阪

5月29日（14:53発）（15:38着）　C52

のぞみ 32号　全席禁煙　13号車17番E席

¥＊＊＊

2019.-5.13松江駅Ｆ１　(4－　)　00560-02

乗車券・新幹線特急券　＊＊＊＊＊＊＊

・・■■・・乗車券　5月30日まで有効

新大阪 → 名古屋

5月29日（15:40発）（16:30着）　C32

のぞみ 32号　全席禁煙　13号車16番E席

¥6,560　内訳：乗3,350・特3,210

NO3000

2019.-5.13松江駅Ｆ１　(4－タ)　50565-01

領収書

Receipt　　様

領収年月日　2019.-5.13
金額　¥13,510（消費税等込み）
上記金額確かに領収いたしました
購入商品　JR乗車券類　JR tickets
（50565　枚）
西日本旅客鉄道株式会社
松江駅
松江駅Ｆ１発行　10568-01

印紙税申告納付につき大淀税務署承認済

のぞみ33号＋やくも19号　名古屋～松江間

乗車券・新幹線特急券　＊＊＊＊＊＊＊
・・乗車券　6月　3日まで有効

名古屋 ⇒ 新大阪
6月 2日（14:13発）（15:03着）　C42
のぞみ 33号　全席禁煙　5号車16番E席
¥6,560　内訳：乗3,350・特3,210
NO3000

2019.-5.13松江駅Ｆ１　（4－タ）　50565-03

企　阪神往復割引きっぷ（かえり）　268
（乗車券・幹指特急券・指定席特急券）　-21

阪大阪市内 → 松江 ＊
（新幹線・岡山・伯備・山陰経由）
新幹線普通車指定席とやくも号普通車指定席に乗車可
途中下車、乗車変更不可（指定列車の変更は1回に限り可）
列車出発前に限り払戻し可（手数料要）　¥13890
-5月29日から-6月-3日まで有効

2019.-5.13松江駅Ｆ１　（4－　）　50565-08 C14

新幹線指定券

新大阪 → 岡山
6月 2日（15:05発）（15:58着）　C62
のぞみ 33号　全席禁煙　5号車16番E席
¥＊＊＊

2019.-5.13松江駅Ｆ１　（4－　）　50565-05

指定券

岡山 → 松江
6月 2日（16:04発）（18:46着）　C00
やくも 19号　3号車14番D席
¥＊＊＊

2019.-5.13松江駅Ｆ１　（4－　）　60559-01

（様式１－２）

領収書貼付用紙

使　途	研修参加費（NOMA行政管理講座（地方議員のための議会運営の基本と戦略））
【貼付欄】	

No. 000358

領　収　書

松江市議会議員
南波巖　様

印紙税法第五条の非課税文書に該当するため収入印紙は貼付せず

¥ 19,440－

上記　金額正に領収いたしました。

但し 5/30「地方議員のための議会運営の基本と戦略」講座
参加料として

令和 元 年 5 月 13 日

入金内訳	
現　金	
小切手	
振　込	
手　形	

担当者 [redacted]

一般社団法人[redacted]営協会
常務理事・中部本部長 [redacted]保若穂 [redacted]

□本部事務局　〒151-8538　東京都渋谷区千駄ヶ谷３－11－８　☎(03)3403-1336(代)
□関西本部　〒550-0004　大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル　☎(06)6443-6961(代)
☑中部本部　〒461-0005　名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル　☎(052)957-4726(代)
□九州本部　〒812-0011　福岡市博多区博多駅前1-6-16 西鉄博多駅前ビル　☎(092)431-3365(代)
□北海道本部　〒060-0003　札幌市中央区北三条西3－1 札幌北三条ビル　☎(011)241-7500(代)

議員名　【　南波　巖　】

（注意）
１．この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。（ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。）
２．領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

（様式１－２）

領収書貼付用紙

使　途	宿泊費（5/29）

【貼付欄】

領　収　証

No. 143512

（③ RECEIPT）

Date
日付 2010年 5月29日

To 南波 巖 様

¥ 10000－

印 紙

Account of
但し 御宿泊代 として

The above sum is duly received.
上記のとおり正に領収いたしました。

東京第一ホテル錦
（名古屋錦開発株式会社）
〒460-0003 名古屋市中区錦３－[redacted]
TEL(052)955-1001 FAX(052)955-[redacted]

[redacted]

（担当者印のないものは無効となります。）

議員名　【　南波　巖　】

（注意）
１．この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。（ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。）
２．領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

様式3－1

研究研修、調査　報告書

議員名　菊池　徹

1．期　　間　令和元年5月29日（水）～令和元年5月30日（木）

2．会 場 等　名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル内教室

3．調査項目等　地方議員のための議会運営の基本と戦略

4．講師（対応者）　議会事務局研究会 共同代表
三重県地方自治研究センター上席研究員 高沖重宣

5．調査内容・所感等

Ⅰ．議会運営の基本

(1) 二元代表制をどう捉えるか。

①最近の自治体議会の状況

- 議会が劣化しつつある。議会関係者にその認識がない。
- 「居眠り議会」「目覚めた議会」「改革ほぼり議会」「真の改革議会」の4分類化されている。
  しほり議会が9割。
- 一方で、議会の役割の重要性はかわっていない。
  むしろ人口減のために住民に負担を求めるという難しい課題に取り組んでいくことになる。
  地方創生は地方議員の力量にかかっている。

(様式3－2.)

②→①に対する対策

- 議会提出条例をどんどん変えてゆく。
  レベルを上げる条項を増やしていく。
- 突出した人数が多い会派があると
  二元代表制ができにくい。
  憲法93条の2項は二元代表制をとることを要求している。
- 首長優位のシステム、二元代表制の立場から
  戦略をもって対抗しているか。
  議会はオール野党会派主体で合意し、議会として
  一丸となって意思表示できるか。
- 議会は二元代表制を理解し実質的に機能して
  いるか。議会改革は二元代表制を追求していくことではない。
- 執行機関の追認機関からの脱皮。
  自治体意志の決定機関の自覚。
- 執行機関への質問だけから議員同志の
  討議を中心とした議会運営。
- 戦略をもって政策提言できる議会へ。
- これまでの「監視型」議会から「政策提言型」議会へ。
- 市長に対しオール野党でやらなければならない
  修正するのが議会、質を上げるのが議会。
- 議員2/3以上であたまると執行部提案でも修正ある。
- 議員が与党、野党の意識もったうえで、市長選挙
  別々の選挙で選ばれている。(地方議会)
  国会は与党野党の意識もつのは当然
  一緒の選挙だから。(国会)
- 議会があまく見られていることを自覚すべき。

(様式3－2)

(ス) 本会議の運営

議会としての権限・能力は本会議に認められており、法律上要求される議会の議決、同意、決定、承認等はこの本会議で行わなければ、法的な効力は生じない。

(イ) 委員会の運営

① 予算委員会

委員会として常置して予算に関する監視機能を発揮させるための方策。

研修に参加した各議会の状況下記のとおり。

豊田市議会	予算決算委員会（議長のぞく）
松戸市議会	予算審査特別委員会・決算審査特別委員会
鹿児島市議会	部門別常任委員会へ分割付託？
尾道市議会	予算特別委員会・決算特別委員会
松江市議会	予算委員会（議長除く）
長崎市議会	部門別常任委員会へ付託？
茅ヶ崎市議会	予算特別委員会・決算特別委員会
三豊市議会	予算特別委員会・決算特別委員会

② 委員の任期

委員は、なるべく長期間在職し、専門性を高めることが必要であり、委員会からの政策提案を結び付けるべきである。

③ 公聴会の開催は委員会の権限であるが、公述人の公募や出頭を求めることは、議会の代表である議長を通じて行うとともに、費用弁償の対象ともなるため、議長の承認を要することとしている。なお参考人は、議長の承認は必要ない。

(様式３－２)

④ 議案審査に当たっては、原案可決を前提にせずに、修正すべき個所がないかを模索する。そのためには、議案に対する委員の事前学習が不可決、また修正にいかなくても、議会としての意見を附帯決議によって表明すること。附帯決議法的効果まったくないのでマスターベーション。

⑤ 調査事件の決定及び報告書の作成には、委員間の自由討議を導入すべきである。
事務局職員の立会が必要。(内容も人数も)

⑥ 議案審査、請願審査に当たっては、できる限り傍聴の参加、参考人制度、公聴制度を活用し、事前の陳情の活用も図りながら、多面的な意見の反映を図る。多様な人材を呼ぶ。

⑦ 委員の任期の終了前には、委員から政策条例や政策提言書を提案できるように心がけること。そうしないと議員力つかない。

(様式3－2)

(4) 議案について

① 質疑

あくまでも議題となっている事件について、賛否又は修正等の態度決定が可能となるよう不明確な点について提出者等の説明や意見を質すためのもの。自己の意見は述べることができないとされている。

② 修正

本会議における修正は、一般的には、修正の理由は少なくとも長の説明と同程度に明確にすることが適当(行政実例)であり、所定の発議者の連署や賛成者の連署が必要だが、特に修正の動議は、他の動議と異なり修正案をそなえるとともに、予めその案を議長に提出しなければならない。(行政実例)

委員会における修正の場合に、特に賛成者は必要とな

③ 撤回

会議の議題となった事件を撤回しようとするときは、議会の許可(承認)を得なければならない。

委員会付託後に撤回の申出があった場合、撤回の許否は本会議の議決により決定すべきである。

(様式３－２)

付託された議案が委員会で否決の際、本会議での諮り方

・標準会議規則では、簡易、起立、投票の表決を採用
　簡易表決・・・全会一致で可決されると予想される場合、可決することに異議がないかどうかを諮る方法
　起立表決・・・賛成する者の起立を求め、その多少により可否を宣告する方法
　投票表決・・・賛成と反対の数を明確にする方法で、記名投票と無記名投票の２つのやり方がある。

・これら３つの方法には、それぞれ長所、短所がある。
　簡易・・簡便で能率的だが、全員一致の場合しか使用できない。
　起立・・賛否が伯仲すると起立者の多少を認定が困難。
　投票・・手続きが煩雑で時間を要する。無記名投票では、白票の問題も生じる。

(5) 参考人・公聴会の制度

① 参考人
・参考人として出頭を求められた者が出頭せず、又は意見を述べなかったとても罰則はない。

② 公聴会
・地方議会の公聴会で意見を求める対象者は、利害関係者又は学識経験者等である。
・公聴会において意見を述べる者を公述人といい、人選に際しては、賛否公平に選定することを要し、当該案件に対して賛否両論があるときは、一方に偏らないように配慮する必要がある。

(様式3－2)

(6) 請願・陳情

① 請願

・請願者は、日本人であると外国人であるとを問わない。未成年者等でも差支えない。なお議員自身個人として住民の資格で請願することも禁じられていない。(自己請願)法人でも可。

② 陳情

・請願が憲法第16条の定めるところにより国民の基本的人権の一つとして保障されている請願権に基づくものと異なり、陳情は法律上保障された権利の行使として行われるものでなく、事実上の行為に過ぎない。

・地方議会においては、陳情の処理は、請願書の例により処理することとされているが請願書との違いは、紹介議員の有無による。

(7) 会期

定例会及び臨時会とする従来からの制度に加え、平成24年の自治法改正により、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とする、いわゆる通年の会期を選択することが可能となった。(自治法100条の2第1項)

（様式３－２）

Ⅱ 戦略的な議会運営

(1) 予算修正

① 地方自治法　第97条第2項「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」

※「長の予算の提出の権限を侵す」とは、長が提案した予算の趣旨を損なうような増額修正を行うこと。」

・ 損なうかどうかの判断は、その内容、規模、当該予算全体との関連、当該自治体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判断すべきもの（通知、昭52）。

具体的には、新たな款項を加え、また、継続費、繰越明許費、債務負担行為等に新たな事業、事項を加えることは、原則として発案権侵害となると解される。（松本・逐条解説）

② 【運用】議会において増額修正を行おうとするときは、長と議会の間で調整を行い、妥当な結論を見出すことが望ましいとされている（昭52、通知）。

③ 【結論が物別れに終わった場合】

議会としては、賛成多数で増額修正してはどうか？

款項の新設ではなく、単なる増額なら何の問題もない。

首長に異議があるならば再議（自治法176条）の可能性があるが、それでも議会が3分の2以上で再可決すれば決着がつく。

(2) 予算の組み替え動議

① 議会は組み替え動議を提出するよりも議会から予算の修正案を提出すべき。予算は修正するのが当り前と考える。

② 組み替え動議の方が議会は楽で首長側は修正されることを極端に嫌う傾向がある。

(様式３－２)

(3) 議案修正

① 議会は、首長提案の議案を修正することに意義がある。
しかし議会は修正するのが役目ではないか。

② 政策の質を高めることが要請される。

(4) 議員提案条例

① 議会が予算を伴うような条例その他の案件を提出する場合においても、地方自治法２９７条の４第１項の規定の趣旨に則って予め長との連絡を図って最終の見通し等意見の調整をすることが適当である。
賛同に賛成される議員になる。市の指導者になる。

② 議員は、政策条例、意見等の議案の提出に努める。

③ 議員は、議案審査に当たって反対するときは代案をもつ。

④ 各条例案

- 乾杯条例
- 八幡浜ちゃんぽん振興条例
- 奥州市商店街活性化条例
- さかなと鬼太郎のまち境港振興条例
- 花とみどりあふれる東大阪活性化条例
- 健康都市尾張旭振興条例
- 鬼伝説の里「大江」地域振興条例
- ほしとあそべるまち in とよた活性化条例
- 甲子園のまち西宮地域振興条例
- 人が輝くやすらぎのまち能美活性化条例
- 魅力と活力あふれる元気都市寝屋川活性化条例
- 活力あふれ人が輝くまち伊万里活性化条例
- 人がきらめき共に育む元気なまち・和泉活性化条例

(様式３－２)

(5) 議員間討議

① 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め議論を尽くす。

② 議会は原則として重要な事を中心に議員間討議をする。

(6) 通年議会

① 通年議会を採用している市 全814市中31市

② メリット、デメリット

- 審議時間が確保できて、十分に議論してから議決できる。
- 専決処分がなくなるので、議会の本来の役割が果たせる。
- 常に執行機関を監視する態勢が整い、議長権限も常に発揮できる。
- 経費等の面では負担が増えるので、対応策が必要である。
  場合によっては、議員報酬の増額も視野に入れる必要があり。
- メリハリがなくなると言う議員もいるが、一定の緊張感は常に必要である。
- 議員、議会事務局職員、首長以下執行機関の職員の負担が増えるので、多くの関係者は内心は嫌がる傾向がある。

・したがり議会ではダメ 現行制度でもっともっとやるべきことがあるからこうだけもダメ。内容を精査し、議会の位置づけあらゆる角度から検討し取り組む必要がある。

(7) 議会基本条例

① 制定状況

・814市のうち419市

② 規定内容

議会として何を規定し、どんな議会を住民に対して示すのか。

（様式３－２）

③ 今後の課題

（制定に当たっては）

- 制定後の実践に繋がるような規定をすべき
- 議会の政策形成機能の強化を図るような規定にすべき
- 議員間の自由討議を通じて、少数意見にも配慮した十分な議論が実施されるような規定にすべき
- 一般住民や外部有識者等の意見を取り入れ、住民参画を推進する規定を盛り込むべき

（チェック項目）

- いかに住民の参画を進めているか？
- 制定したことの成果をどうやって示すか
- 議会の評価・議員の評価をどのように規定するか？
- 議員の改選に伴い、少なくとも４年に１回は見直しているか？
- 最初の条例から10年を経て、全面的見直しも必要ではないか
- 自治基本条例との整合性をどうえるかは自治の課題

(8) その他

① 議会側が首長側に、議会の政策立案に資する人を出向させるように要請する。

② 条例案は、首長が提出すべきものとの思い込みがあるのではないか。
与党派的会派には「市長に要望して提案した方が早い」という声がある。

③ 根底には、「議会は行政のチェック機関であり、政策立案機関ではない」との従来の考え方が蔓延している。

④ いかに与党的意識を克服し、首長に対するよい意味での対抗心を醸成できるかが議会活性化のカギである。

(様式3－2)

五　政策立案ができるために。

(1) 議員の資質向上

① 議員個人の自主性及び自立性を高めるため、日常の調査研修等を通じて、自己の能力及び資質の一層の向上に努める。

(2) 議会事務局職員の活用

① 予算書の勉強会の開催　場合によっては、執行機関の担当者も交える。

② 常に議会事務局職員との関係に留意する。

(3) 会派を増やして、過半数をとりやすくすると会派が組んでもとれない仕組みをつくる。合議制を目指す議会必要。

(4) ベテラン議員のなかに改革を目指す指向の人が他議員を引っ張って形の議会を目指す。

(5) 住民意見の活用

① 地方議会は公聴会制度を活用する。

② 住民の意見も聞く仕組みをつくる。

③ 天をあおぎ地を歩く気持で。

(6) 大学との連携

① 教授の専門知識を講義してもらい、院生の政策提言を活用する。

(7) その他

① 会派違っても政策を築いてゆく気概をもつ。市民のためである。

② 女性連合の構築

③ 勉強会の開催

④ 議員の志によって議会が変わる　1人でも変わる大志をいだく

（様式１－１）

令和元年度　政務活動費使用簿（議員）

管理番号				
使途項目	研究研修費			
使途内容	地方議員研究会セミナー 「立地適正化計画と公共施設等総合管理計画」受講			
調査年月日 （購入年月日）	令和2年1月30日（木）～令和2年1月31日（金）			
政務活動費 支出額及び充当額	【支出内訳】	支出額	（うち政務活動費充当額）	
	・旅費	21,950 円	・旅費	14,875 円
	・研修参加費	15,000 円	・研修参加費	15,000 円
	・振込手数料	1,100 円	・振込手数料	1,100 円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
	・	円	・	円
合計額		38,050 円		30,975 円
備考	1月31日、用務終了後、政務活動以外の活動を引き続いて行ったため、復路の交通費（JR運賃）は充当せず。			

議員名　　【　南波　巖　】

（様式 2）

旅 費 計 算 書

議員名　　南波 巖

用務先	大阪府大阪市
用務内容	地方議員研究会セミナー「立地適正化計画と公共施設等総合管理計画」(1/31 10:00～12:00)受講
出張期間（出発及び帰市）	令和2年1月30日(木)　～　令和2年1月31日(金)　（1 泊 2 日）

旅 費 請 求 明 細

年月日	曜日	出発地 / 到着地	用務地 / 宿泊地	鉄道(航空・船・車)賃 路程	運賃等	特別料金	日当・日額旅費 日数	定額	宿泊料・食卓料 日数	定額	旅行雑費
				km			日	円	日	円	
R2.1.30	木	松江市 / 大阪市	大阪市	JR	7,075				1	6,700	阪神往復割引きっぷ
R2.1.31	金		大阪市				1	1,100			
小 計					7,075	0	1.0	1,100	1	6,700	

合 計	14,875 円

備考 1. 特別料金は特急料金、急行料金、グリーン料金。
2. 用務は主たる用務を具体的に、又用務地は順路により、それぞれ記載する。
3. 変更は朱書すること。

備考

1/30 宿泊料：1泊(夕食・朝食なし)4,500円+2,200円

1/31 用務終了後、私用に切り替えたため、鉄道賃は支払総額の1/2を計上

※ 路程欄

別紙のとおり

（様式１－２）

領収書貼付用紙

使　途	JR運賃（阪神往復割引きっぷ　1/30　松江→岡山「やくも14号」、岡山→新大阪「さくら552号」）

【貼付欄】

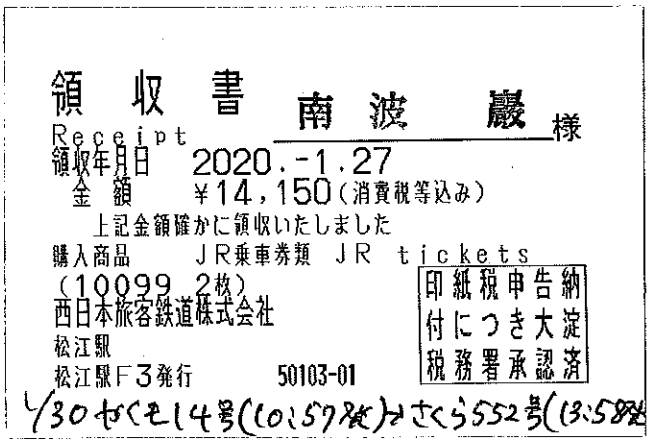

領　収　書　　南波　巖　様

Receipt

領収年月日　2020.-1.27

金　額　　￥14,150（消費税等込み）

上記金額確かに領収いたしました

購入商品　　ＪＲ乗車券類　ＪＲ　ｔｉｃｋｅｔｓ

（10099　2枚）

印紙税申告納付につき大淀税務署承認済

西日本旅客鉄道株式会社

松江駅

松江駅Ｆ３発行　　50103-01

1/30やくも14号(10:57発)→さくら552号(13:58発

議員名　【　南波　巖　】

（注意）

１．この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。（ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。）

２．領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

阪神往復割引きっぷ（ゆき）　282-39
（乗車券・幹指特急券・指定席特急券）

松　江 → 阪大阪市内 *

（山陰・伯備・岡山・新幹線経由）
やくも号普通車指定席と新幹線普通車指定席に乗車可。
途中下車、乗車変更不可（指定列車の変更は1回に限り可）
かえり券を伴う場合のみ有効。列車出発前に限り払戻し可。
－1月30日から－2月－4日まで有効

2020.-1.27松江駅Ｆ3　（4－　）10099-05 C56

指　定　券

松　江 → 岡　山

1月30日（10：57発）（13:38着）　C60
やくも　14号　3号車11番D席
¥＊＊＊

2020.-1.27松江駅Ｆ3　（4－　）　50096-01

新幹線指定券

岡　山 → 新大阪

1月30日（13：58発）（14:48着）　C22
さくら　552号　全席禁煙　5号車　7番D席
¥＊＊＊

2020.-1.27松江駅Ｆ3　（4－　）　50096-04

（様式１－２）

領収書貼付用紙

使　途	宿泊料（1/30　ダイワロイヤルホテルD-CITY大阪東天満）※1泊食事なし

【貼付欄】

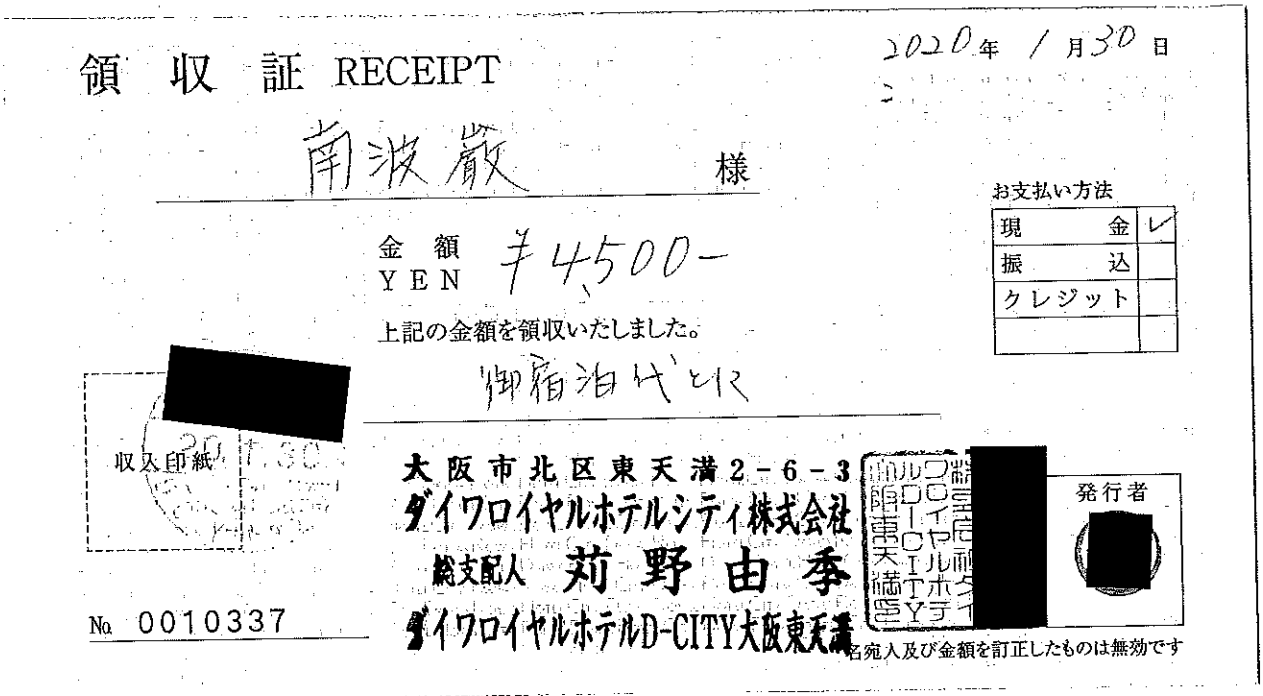

領　収　証　RECEIPT

2020年 1月30日

南波巌　様

金　額
YEN ¥4,500-

上記の金額を領収いたしました。

御宿泊代として

お支払い方法

現　金	レ
振　込	
クレジット	

収入印紙 [redacted] 20 1.30

No. 0010337

大阪市北区東天満2-6-3
ダイワロイヤルホテルシティ株式会社
統支配人 苅野由季
ダイワロイヤルホテルD-CITY大阪東天満

[redacted]

発行者 [redacted]

名宛人及び金額を訂正したものは無効です

（注意）
1．この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。（ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。）
2．領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

議員名　【　南波　巌　】

（様式１－２）

領収書貼付用紙

使　途	研修参加費（1/31　地方議員研究会セミナー「立地適正化計画と公共施設等総合管理計画」）

【貼付欄】

領　収　証

南波 巖　様　　2020 年 1 月 31 日

★　¥15,000

但 1/31 10:00～「立地適正化計画と公共施設等総合管理計画」
研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会
〒532-0004
大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639
TEL 06 (7878) 6297

議員名　【　南波　巖　】

（注意）
1．この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。（ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。）
2．領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

（様式１－２）

領収書貼付用紙

使　　途	研修参加費振込手数料

【貼付欄】

※別添のとおり

議員名　【　南波　巖　】

（注意）
1．この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。（ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。）
2．領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

振込金受取書(兼 振込手数料受取書)	0
預金払戻請求書による振込受付書(兼 振込手数料受取書)	

107
~~109~~

(和暦) 年 月 日
0 2 0 1 2 1

お振込先

▼漢字など(左づめ) [redacted]

▼○印 ごうぎん 銀行 信金 信組 農協 その他
□ ○ □ □ □ □

▼漢字など(左づめ) [redacted] 支店

預金種目 普通 当座 貯蓄 その他 [redacted]

口座番号 [redacted]

カタカナ シヤ)チホウキ゛イインケン
キユウカイ

お名義 (社)地方議員研究会 様

金額 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円
1 5 0 0 0

ご依頼人

カタカナ ▼お受取人さまからあらかじめ指定された番号がある場合には、お名前の前にその番号をご記入ください。
ナンハ゛ イワオ

おなまえ 南波 巖 様

▼日中のご連絡先をハイフンを除いてご記入ください。(左づめ) [redacted]

手数料 領収済 (振替・現金) 1 1 0 0

(但し、消費税等が含まれております。)

株式会社 山陰合同[redacted]

2. 1.方21 以上貼付
ただし、現金
(7)

●振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
●やむを得ない事由による通信機器または回線の障害等によって振込が遅延することがあった場合はご了承ください。

山陰合同銀行 ▲ 為149-1(2020.12改)(2020.

（様式３－１）

研究研修、調査　報告書

議員名　前川　敏彦

1．期　　間　令和 平成 2年 1月 30日（水）～ 令和 平成 2年 1月 31日（金）

2．会 場 等　大阪市東淀川区東中島1-8-12　新大阪丸ビル別館

3．調査項目等　立地適正化計画と公共施設等総合管理計画、

4．講師（対応者）　地方議員研究会　総括コンサルタント　川本達志

5．調査内容・所感等

◎まちづくりの現状と課題

1．日本の人口の推移

全体の人口　2060年には　3409万人減　現在より27%の減

15～64歳の人口　―〃―　2863万人減　―〃―　37%の減

75歳以上の人口　―〃―　1965万人増　―〃―　41%の増

2．地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障費関係が増加する一方で給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体として抑制基調にある。歳出のピークは平成13年度であり89.3兆円、平30年度は86.9兆円である。

内訳は下記に記する。

（様式３－２）

給与関係経費．社会保障関係費．投資的経費．公債費．その他

62.8 平成元年度	17 兆円	12 兆円	21 兆円	6 兆円	6 兆円
89.3 平成3年度	24 〃	21 〃	27 〃	13 〃	5 〃
90.1 平成12年度	22 〃	29 〃	12 〃	13 〃	6 〃
89.9 平成30年度	20 〃	37 〃	12 〃	12 〃	6 〃

◎公共施設等総合管理計画（公的不動産有効活用）

地方自治体の99.8%が策定済み。

1．公有財産の区分と管理計画

行政財産		普通財産
公共財産	公用財産	
住民の一般的共同利用に供することをその本来の目的とする公有財産 小中学校．公民館 体育館・保育園 公営住宅．道路 橋梁．河川． 上下水道等．	地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とする公有財産 行政庁舎（本庁．支所）	行政財産以外の一切の公有財産

（様式３－２）

2、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進

背景として①過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。

②人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。

③市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

※公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

※全部でなく合併して施設を少なくする。
一気に出来ないから計画を作って減少させる

3、公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用イメージ

①耐用年数まで10年未満及び耐用年数を超えた公共施設の割合は平均約40％

②公共施設等をすべて更新した場合の今後40年間の更新費用は、1年当たりで850億円と試算

③これは近年投資的経費全体の約1.1倍
近年の更新費用の2.6倍に当たるもの。

このことを次ページに図で示す。

（様式３－２）

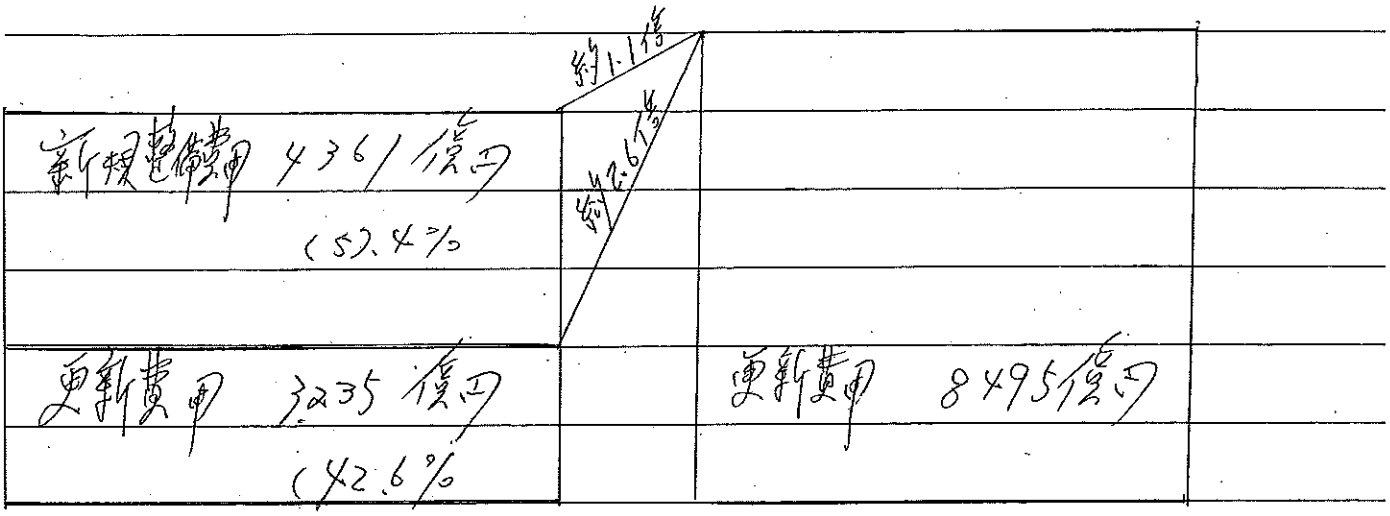

4. 公共施設等更新費用試算条件

① 耐用年数の設定　目標耐用年数60年

② 更新年数の設定

建設後30年で大規模改修を行い、その後30年で更新する。

ただし、経過年数が30年を超え50年以下の建築物については今後10年間で大規模改修を行い、経過年数が50年を超えているものについては、大規模改修は行なわず60年を経過した年度で更新する。

③ 建替え、大規模改修時の単価設定（建替えは解体費含む）

	建替え	大規模改修
市民文化系、社会教育系、行政系、産業系施設	40万円/m²	25万円/m²
スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉施設	36万円/m²	20万円/m²
学校教育系、公園、供給処理施設	33万円/m²	17万円/m²
公営住宅	28万円/m²	17万円/m²

（様式３－２）

5. 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況の把握について（現状把握）

① 公共施設台帳の整備の重要性。
② これまで公共施設の情報は、各公共施設管理担当課が把握。一元的に把握している部署はなかった。
③ 行政改革とまちづくりの双方の視点が必要。各部が連携できる体制づくりが必須。
④ 公会計の固定資産台帳との統合必要。

6. 公共施設等に関する課題認識

① 人口減少と年令構成の変化への対応。
市民ニーズの質と量の変化（高令化と少子化）
② 施設の過剰、重複や不均衡な配置への対応。
施設の目的とカバーする利用者の圏域の再検討
（地域バランスの考慮と広域化の視点も）
③ 財政負担の抑制への対応。
更新費用と維持管理費用を低くしつつ毎年度できるだけ均等な負担になる必要。
④ 施設の維持と質の向上。
無駄に維持修繕費をかけない保全を徹底。

（様式３－２）

て　集約化、複合化、転用

①

	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	公民館A 200㎡	集約複合施設	既存の同種の施設を統合し一体の施設として整備
	公民館B 200㎡	2階建1棟350㎡	
複合化事業	保育所 200㎡	複合施設	既存の異なる施設を統合し施設の特性の機能を有した整備
	高齢施設 200㎡	2階建1棟 350㎡	
転用事業	学校	高齢者施設	既存の施設を改修して利用

② 学校体育館、武道館（集約化 延床面積を3/4に減少）新学校体育館

③ 青少年センター、生涯学習センター（集約化 延床面積を3/4に減少）多世代交流施設

④ 長寿命化とトータルコストの縮減・平準化

Q：どの程度工事費を下げることができますか。

A：建物の建設費は一般的に、構造が3割、設備が3割、仕上げが3割、その他諸経費が1割で構成されている。構造躯体（柱、梁、壁、基礎等の構造耐力上主要な部分）を再利用する長寿命化改修では構造躯体の新築工事がないため、新築と比べて工事費を3割程度下げることができます。さらに改築と比べ解体費が大幅に削減され、工期も短縮されるため4割程度のコストダウンにつながる。

公共施設等の適正管理の推進（公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定）

公共施設等総合管理計画に基づき、関係省庁と連携して個別施設計画の策定を要請するとともに、集約化・複合化や転用、長寿命化等により、中長期的に経費の軽減・平準化につながる適正管理を推進

<イメージ>

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度～

公共施設等総合管理計画の策定（平成30年9月30日時点 99.7%の団体で策定済）

個別施設計画の策定（～平成32年度）

主な個別施設計画の策定状況（※）
道路(橋梁)：73%、河川91%、農業水利施設：69%、福祉分野：23%、学校施設：7%
(※)策定状況は平成30年4月1日時点（ただし、道路(橋梁)、河川は平成29年度末時点）

＜公共施設等総合管理計画＞
公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、地方公共団体が所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの

＜個別施設計画＞
公共施設等総合管理計画に基づき、地方公共団体が個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの

【インフラ長寿命化計画の体系】

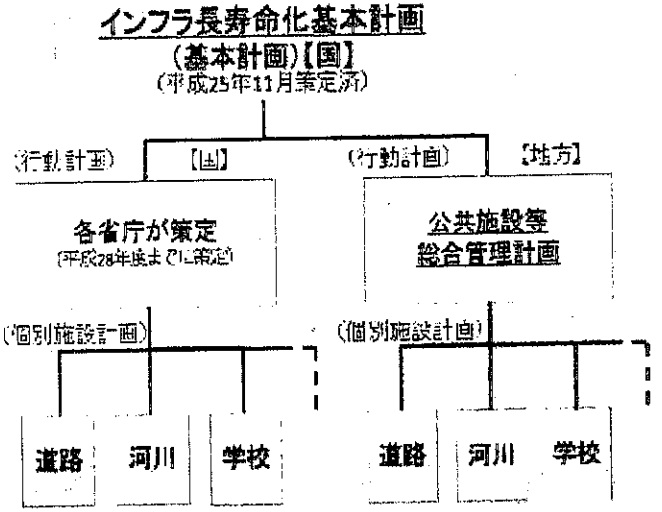

No. 7

公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充（橋梁、都市公園施設等）

【地方債計画額 H29：3，150億円 → H30：4，320億円 → H31：4，320億円】

公共施設等適正管理推進事業債

期間：平成29年度から平成33年度まで（⑥は平成32年度まで（ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる））

①集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業　〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

②長寿命化事業

〈対象事業〉
【公共用の建築物】 施設（義務教育施設を含む）の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業
【社会基盤施設（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）】 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定の規模以下等の事業）
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

※下線部分を平成31年度から拡充

③転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

④立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

⑤ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

⑥市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
〈充当率等〉充当率：90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦除却事業

充当率：90%

（注）義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

（様式３－２）

◎コンパクトシティ

1、なぜコンパクトシティか。

①持続可能な都市経営（財政、経済）のため。

Ⓐ公共投資、行政サービスの高度化。
Ⓑ公共施設の維持管理の合理化。
Ⓒ住宅、宅地の資産価値の維持。
Ⓓビジネス環境の維持・向上と知恵の創出。
Ⓔ健康増進による社会保障費の抑制。

②高齢者の生活環境・子育て環境のため。

Ⓐ子育て、教育、医療、福祉の利用環境向上。
Ⓑ高齢者・女性の社会参画。
Ⓒ高齢者の健康増進。
Ⓓ仕事と生活のバランス改善。
Ⓔコミュニティ力の維持。

③地球環境、自然環境のため。

Ⓐ CO2排出削減。
Ⓑエネルギーの効率的な利用。
Ⓒ緑地、農地の保全

（様式３－２）

④、防災のため。

Ⓐ、災害危険性の低い地域の重点利用。

Ⓑ、集約による迅速、効率的な避難。

以上①～④までを組み合わせコンパクト＋ネットワークで限られた資源の集中的・効率的な利用で持続可能な都市・社会を実現する。

2、我が国の社会状況と財政状況の深刻化

① 生産年齢を中心とした我が国の総人口減少に伴い、税収入の減少が見込まれる一方、高齢化の進展等を背景とした社会保障費の増大等を要因に歳出の増大が見込まれるところであり、結果として、将来的に財政収支がさらに悪化することが懸念。

② 人口密度と1人当りの行政コスト（行政経費）との間には一定の関係。今後、財政状況がさらに厳しさを増すと見込まれる中、持続的な都市経営を維持するためには、人口密度を高め、行政の効率化を図ることが不可欠。

（様式３－２）

3、地方都市の現状と課題。

① 多くの地方都市では、急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下。住宅や店舗等の効外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成。厳しい財政状況化で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にある。

② こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものにしていくためには、都市の部分的な問題への対症療法では問題に合わず、都市全体の観点から取り組みを強力に推進する必要がある。

4、地方都市の政策の方向性。

① 医療・福祉施設、商業施設や住居等が歩いまわって立地する。

② 高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできる。

③ 日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す。

（様式３－２）

④ 中心的な拠点だけではなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点も含め、多極ネットワーク型のコンパクト化を目指す。

⑤ 全ての人口の集約を図るものではない。
たとえば農業等の従事者が農村部に居住することは当然。
（集約で一定エリアの人口密度を維持）

⑥ 誘導による集約インセンティブを講じながら、時間をかけながら居住の集約化を推進。

◎ 改正都市再生特別措置法

1. 背景---- 地方都市では高令化が進む中で、市街地がスポット的に低密度な市街地を形成。大都市では高令者が急増。

2. 法律の概要---- 都市全体の観点から居住機能や（立地適正化計画） 福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成、
民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり
（多極的ネットワーク型コンパクトシティ）

（様式３－２）

3 立地適正化計画の策定主体

① 立地適正化計画は、住民に最も身近であり、まちづくりの中核的な担い手である市町村が作成。
② 複数の市町村で広域生活圏や経済圏が形成されている場合等には、当該複数の市町村が連携して立地適正化計画を作成することも重要

4. 立地適正化計画制度の意義・役割

① 都市全体を見渡したマスタープラン。
都市計画マスタープランとは、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするもの。
② 都市計画と民間施設の誘導の融合。
③ 市町村の主体性と都道府県の広域調整。
④ 市街地空洞化防止のための新たな選択肢。
⑤ 時間軸をもったアクションプラン。
⑥ 都市計画と公共交通の一体化。
⑦ 都市計画と公的不動産の連携。
⑧ 立地適正化計画は市町村マスタープランとみなされる。
⑨ 立地適正化計画制度はコンパクトなまちづくりを目指している。
⑩ 都市計画と公共交通の一体化

（様式３－２）

⑪ 居住の誘導は短時間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で進めていくべき。このことから一つの将来像として、おおむね20年後の都市の姿を展望することが考えられるが、それ以上に将来像を考えることが重要である。

⑫ 持続可能な都市経営を実現する観点から、将来の人口の見通しとそれを踏まえた財政の見通しをもって、都市構造と財政支出の関係を精査することが望ましい。

⑬ 立地適正化計画には、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要。
詳細については次ページ以降に示す。

5. コンパクトシティの推進に係る地方財政措置について

人口減少を迎える中にあっても、地域社会の活力と魅力を維持・向上させるためには、コンパクトシティの形成によって人の居住や生活サービス施設を集約化し、持続可能な都市構造を実現する取組みが重要。
公共施設等適正管理推進事業債において立地適正化事業を設け地方財政措置を講じている。
措置内容は 地方債充当率90% 交付税算入率30%
平成30年度より財政力に応じて最大50%まで引き上げ。

2. 居住誘導区域

国土交通省

1. 立地適正化計画

○区域（§81①）
○基本的な方針（§81②1）
○その他必要な事項（§81②6）

○区域マスタープラン及び 市町村マスタープランとの調和（§81⑨）

（策定のプロセス）

市町村（§81①）
※市町村都市再生協議会（§117①）も活用

意見の反映 ← 住民（公聴会等（§81⑭））

意見聴取 ← 都市計画審議会（§81⑭）

策定・公表（§81⑮）
- 都道府県 ※都市計画において配慮（§85）
- 国交大臣 ※まち交”計画の提出みなし（§83②）

※誘導施設の整備内容等、軽微な変更については、手続きを省略できる（§81⑯）

2. 居住誘導区域

○居住を誘導する区域（§81②2）
○居住を誘導する市町村の施策（§81②2）
（例：まちなか居住への助成、公共交通の確保 等）

- ○建築等の届出等
  →**区域外における一定規模以上の住宅開発等の届出対象化**（§88①）
  →必要な勧告（§88③）
  →土地の取得のあっせん等（§88④）
- ○都市計画の決定等の提案制度（§86、87）

3. 都市機能誘導区域

○誘導施設（§81②3）
：医療、福祉、商業等の誘導したい機能
○誘導施設を誘導する区域§81②3）
○誘導施設を誘導する市町村の施策（§81②3）
（例：誘導施設の整備に対する支援施策、 公的不動産の提供や支援方針、 市町村による誘導施設の整備や歩行空間の整備 等）

- ○建築等の届出等
  →区域外における誘導施設の整備に対して届出対象化（§108①）
  →必要な勧告（§108③）
  →土地の取得のあっせん等（§108④）
- ○民間誘導施設等整備事業計画等の認定（§95）
- ○土地区画整理法の特例（§105）
  ※照応の原則の適用除外
- ○駐車場法の特例等
  ※市町村の条例で定める一定規模以上の路外駐車場の届出対象化（§106①）
  →必要な勧告（§106③）
  →土地の取得のあっせん等（§106④）
- ○特定用途誘導地区（§109）
  ※用途規制・容積率の緩和

4. 誘導施設等の整備に関する事業（§81②4）

○誘導施設の整備事業（§81②4イ）
○イに関連する公共公益施設等の整備事業等（§81②4ロ）

○誘導施設の整備に関する事業を記載した立地適正化計画を国土交通大臣に提出することで、都市再生整備計画が提出されたものと見なされる。（§83②）

5. 居住調整地域（§89）

※居住誘導区域外（市街化調整区域除く）で区域を定め、都市計画決定できる。（§89）
※居住調整地域を市街化調整区域とみなして、一定規模以上の住宅開発等を開発許可対象化（§90）

6. 跡地等管理区域（§81②8）／協定（§111）

※居住誘導区域外で区域と指針を定め、協定を締結できる。

2．居住誘導区域・・・留意すべき事項

国土交通省

■居住誘導区域(§81②2)【必須事項】

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても**一定エリアにおいて人口密度を維持**することにより、**生活サービスやコミュニティが持続的に確保**されるよう、居住を誘導すべき区域である。 このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるように定めるべきである。

①具体的な区域の設定に当たって留意すべき事項

○適切な範囲

居住誘導区域が将来の人口等の見通しを踏まえた適切な範囲に設定されるべきことは言うまでもない。

➢例えば、今後、人口減少が見込まれる都市においては、
現在の**市街化区域全域をそのまま居住誘導区域として設定すべきではない。**
また、原則として**新たな開発予定地を居住誘導区域として設定すべきではない。**

➢なお、人口等の将来の見通しは、立地適正化計画の内容に大きな影響を及ぼすことから、**国立社会保障・人口問題研究所が公表をしている将来推計人口の値を採用**すべきであり、仮に市町村が独自の推計を行うとしても国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の値を参酌すべきである。

➢都市機能誘導区域へ誘導することが求められる**医療、福祉、商業等の身近な生活に必要な都市機能は**、各機能の特性に応じた**一定の利用圏人口によってそれらが持続的に維持されることを踏まえ、当該人口を勘案しつつ、居住誘導区域を定める**ことが望ましい。

○農地の保全

➢市街地の周辺の農地のうち、生産緑地地区など将来にわたり保全することが適当な農地については、居住誘導区域に含めず、市民農園その他の都市農業振興策等との連携等により、その保全を図ることが望ましい。

3．都市機能誘導区域

国土交通省

1．立地適正化計画

○区域（§81①）
○基本的な方針（§81②1）
○その他必要な事項（§81②6）

○区域マスタープラン及び 市町村マスタープランとの調和（§81⑨）

（策定のプロセス

市町村（§81①）
※市町村都市再生協議会（§117①）も活用

意見の反映 → 住民（公聴会等（§81⑭））

意見聴取 → 都市計画審議会（§81⑭）

策定・公表（§81⑮）
- 都道府県
  ※都市計画において配慮（§85）
- 国交大臣
  ※"まち交"計画の提出みなし（§83②）

※誘導施設の整備内容等、軽微な変更については、手続きを省略できる（§81⑯）

2．居住誘導区域

○居住を誘導する区域（§81②2）
○居住を誘導する市町村の施策（§81②2）
（例：まちなか居住への助成、公共交通の確保 等）

○建築等の届出等
→区域外における一定規模以上の住宅開発等の届出対象化（§88①）
→必要な勧告（§88③）
→土地の取得のあっせん等（§88④）

○都市計画の決定等の提案制度（§86、87）

3．都市機能誘導区域

○誘導施設（§81②3）
：**医療、福祉、商業等の誘導したい機能**
○誘導施設を**誘導する区域**§81②3）
○誘導施設を誘導する市町村の施策（§81②3）
（例：誘導施設の整備に対する**支援施策、公的不動産の提供や支援方針**、市町村による**誘導施設の整備や歩行空間の整備** 等）

○建築等の届出等
→区域外における誘導施設の整備に対して 届出対象化（§108①）
→必要な勧告（§108③）
→土地の取得のあっせん等（§108④）

○民間誘導施設等整備事業計画等の認定（§95）

○土地区画整理法の特例（§105）
※照応の原則の適用除外

○駐車場法の特例等
※市町村の条例で定める一定規模以上の路外駐車場の届出対象化（§106①）
→必要な勧告（§106③）
→土地の取得のあっせん等（§106④）

○特定用途誘導地区（§109）
※用途規制・容積率の緩和

4．誘導施設等の整備に関する事業（§81②4）

○誘導施設の整備事業（§81②4イ）
○イに関連する公共公益施設等の整備事業等（§81②4ロ）

○誘導施設の整備に関する事業を記載した立地適正化計画を国土交通大臣に提出することで、都市再生整備計画が提出されたものと見なされる。（§83②）

5．居住調整地域（§89）

※居住誘導区域外（市街化調整区域除く）で区域を定め、都市計画決定できる。（§89）
※居住調整地域を市街化調整区域とみなして、一定規模以上の住宅開発等を開発許可対象化（§90）

6．跡地等管理区域（§81②8）／協定（§111）

※居住誘導区域外で区域と指針を定め、協定を締結できる。

3. 都市機能誘導区域・・・留意すべき事項 ②

国土交通省

■都市機能誘導区域（§81②3） 【必須事項】

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの***各種サービスの効率的な提供を図る区域***である。

①具体的な区域の設定に当たって留意すべき事項

○居住誘導区域との関係

➢都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、

➢人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、**居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに**、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を設定することとなる。

➢このように、都市機能誘導区域は居住誘導区域の中に設定されるものであり、都市機能誘導区域に医療・福祉・商業等の都市機能とあわせて居住を誘導することが望ましい。

○区域の数

➢ 市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、**地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数**を定め、それぞれの区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。

○区域の範囲

➢区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、**徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定める**ことが考えられる。

○段階的な区域の設定

➢居住誘導区域と都市機能誘導区域の設定が同時であることが基本となるが、居住誘導区域の設定において、住民への丁寧な説明等のために時間を要する場合には、都市機能誘導区域の設定が居住誘導区域の設定に先行することも例外的に認められる。

（様式３－２）

◎ 研修を受けての感想

松江市において東津田開発問題を契機として、各地域から線引き廃止の陳情、請願が議会へ提出され、採択されました。研修を受けた内容は並行するものでした。線引制度や地区計画の現行制度の周知方策が執行部として不備であったことも一因ですが、耕作を放棄したい農地所有者で土地活用を望まれる方と建設業者は造成工事や建築工事の受注を望んでいる。両者の思いが一致したことも一因であったと思います。このように、どういうまちをつくっていくのかというところを入口とせず思いが入口となったところが問題でした。都市計画は100年の大計です。よって多くの有識者、各団体、各町内の方から広く意見を求めて議論すべきと思います。大きな視点で長い時間をかけて、どういうまちをつくるのか。まだ松江市もその点が欠けているように思います。

同じ失敗を繰り返さないためにも、行政に対する信頼が地に落ちないためにも、松江市全体を見て、人口減少などの社会状況、財政状況なども見て部分でなく皆が納得できるまちづくりイメージを計画を作成すべきと思います。当時の市民アンケートでも線引き制度の維持を支持する意見が50%近くを占め廃止意見はわずか5%でした。陳情、請願については、線引区域拡大、地区計画の拡大で処理できます。ですが無秩序ではいけません。計画に基づいて拡大解釈をし運用していくことが重要です。今回の研修は国の方針が私の思いと同じで意を強くしたところです。人口減少の今松江の顔である中心部が寂れています。今中心部の活性化に取組まなければ取返しのつかないことになります。松東連携型のコンパクトなまちづくりを目指してあらゆる方策を提案し、取り組んでまいります。